

2010～2015

瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン（案）

平成22年3月

高 松 市

目 次

	ページ
1 定住自立圏および市町の名称	1
(1) 定住自立圏の名称	
(2) 定住自立圏形成協定を締結した市町の名称	
2 定住自立圏共生ビジョンの目的および期間	2
(1) 定住自立圏共生ビジョンの目的	
(2) 定住自立圏共生ビジョンの期間	
3 定住自立圏の将来像	3
(1) 都市機能の集積状況等	
(2) 目指すべき圏域像	
4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組	9
(1) 生活機能の強化	10
(2) 結びつきやネットワークの強化	35
(3) 圏域マネジメント能力の強化	51
5 瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン事業一覧	53
 <資 料>	
◆ 瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会要綱	67
◆ 瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿	69

1 定住自立圏および市町の名称

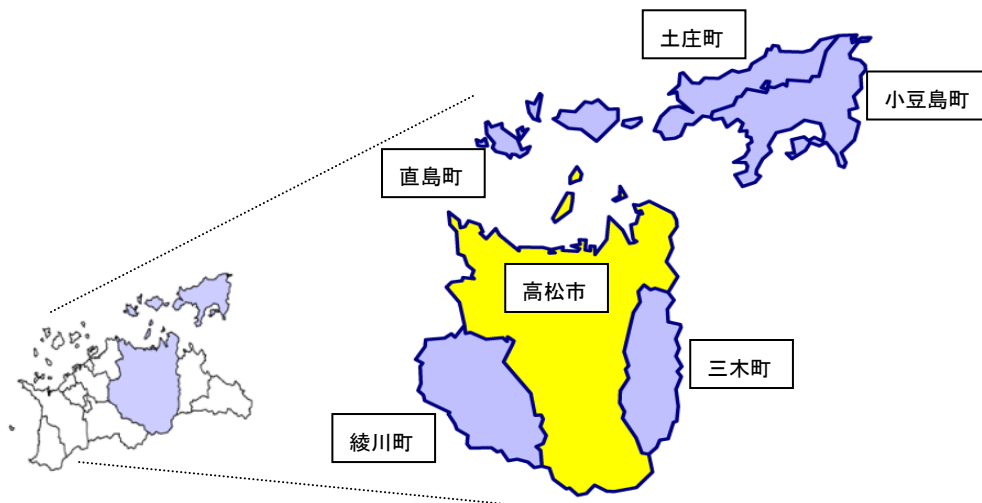
(1) 定住自立圏の名称

瀬戸・高松広域定住自立圏

(2) 定住自立圏形成協定を締結した市町の名称

中心市 高松市**周辺町** 土庄町, 小豆島町, 三木町, 直島町, 綾川町

瀬戸・高松広域定住自立圏の圏域



圏域および各市町の面積・人口

市 町 名		面 積 (k m ²)	人 口
1	高 松 市	375.12	419,165
2	土 庄 町	74.38	15,236
3	小 豆 島 町	95.63	16,167
4	三 木 町	75.78	28,444
5	直 島 町	14.23	3,370
6	綾 川 町	109.67	24,893
計		744.81	507,275

注1) 人口は、平成22年3月1日現在の香川県推計人口によります。

注2) 海洋部も含めた面積は、約1,000k m²です。

2 定住自立圏共生ビジョンの目的および期間

2 定住自立圏共生ビジョンの目的および期間

(1) 定住自立圏共生ビジョンの目的

瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョンは、圏域の将来像の実現に向けて、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定に基づき、中心市と周辺町が連携して推進する具体的な取組を示すことを目的として策定するものです。

(2) 定住自立圏共生ビジョンの期間

平成22年度～平成27年度

ただし、毎年度所要の変更を行うものとします。

3 定住自立圏の将来像

(1) 都市機能の集積状況等

ア 中心市の都市機能

項目	都市機能	施設（サービス）名	備考 (件数・人数は H20 年度実績)
医療・福祉	地域がん診療連携拠点病院 (厚生労働省指定)	香川県立中央病院	
		高松赤十字病院	
	救急病院等 (県指定)	[第2次・第3次] 香川県立中央病院	
		[第2次] 高松市民病院 高松赤十字病院 香川県済生会病院 屋島総合病院 栗林病院 国家公務員共済高松病院 高松平和病院	高松市民病院 入院, 外来の延べ人数 256,414 人
		香川県小児救急電話相談	毎日 19 時から 23 時まで, 小児科医, 看護師が対応 1,818 件
	その他 (市立病院)	香川病院 塩江病院	入院, 外来の延べ人数 87,872 人 53,271 人
	児童相談所	香川県子ども女性相談センター	4,791 件 (うち市外 2,304 件)
教育	大学	国立大学法人 香川大学 高松大学 香川県立保健医療大学 高松短期大学	
	高等専門学校	香川高等専門学校	
	中高一貫校	香川県立高松北中学校・高等学校 大手前高松中学校・高等学校 香川誠陵中学校・高等学校	全日制普通科
	各種専門学校	3 4 校	学校教育法による認可校

3 定住自立圏の将来像

項目	都市機能	施設（サービス）名	備考 (件数・人数は H20 年度実績)
消費	百貨店	2 店	大規模小売店舗 10,000 m ² 以上
	大型書店	3 社	
	大型家電量販店	3 店	大規模小売店舗 10,000 m ² 以上
	大型ショッピングセンター	10 店	大規模小売店舗 10,000 m ² 以上
	消費者生活センター	高松市消費生活センター	2,340 件（高松市民対象）
		香川県消費生活センター	9,489 件（うち市外 5,424 件）
情報・娯楽・文化	放送	日本テレビ系列，テレビ朝日系列，フジテレビ系列，TBS 系列，テレビ東京系列	民放，主要 5 局視聴可
	シネマコンプレックス	1 施設	
	美術館・博物館	高松市美術館	125,222 人
		高松市塩江美術館	8,168 人
		香川県立ミュージアム	175,512 人
		瀬戸内海歴史民俗資料館	11,446 人
	資料館等	高松市歴史資料館	27,237 人
		高松市石の民俗資料館	83,183 人（施設に付随する公園利用者を含む）
		高松市讃岐国分寺跡資料館	19,649 人
		高松市香南歴史民俗郷土館	12,035 人
		高松市菊池寛記念館	11,261 人
	大型文化芸術ホール	サンポートホール高松 （高松市文化芸術ホール）	478,552 人
		アルファあなぶきホール （香川県県民ホール）	421,352 人
	大規模図書館	高松市図書館	576,865 人 （4 分室・移動図書館含む）
		香川県立図書館	921,032 冊（個人貸出冊数）

項目	都市機能	施設（サービス）名	備考 (件数・人数は H20 年度実績)
交通	高速道路	高松自動車道	高松東 IC, 高松中央 IC, 高松檀紙 IC, 高松西 IC
	ターミナル駅	JR 高松駅	【バス】 9 社【列車】 1 社 (平均乗降者数 25,948 人/日)
		琴電瓦町駅	【バス】 1 社【電車】 1 社 (平均乗降者数 12,763 人/日)
	長距離バス	高松⇄東京, 横浜, 名古屋, 京都, 大阪, 神戸, 広島, 福岡, 松山, 高知, 徳島, 八幡浜	
空港アクセスバス	高松⇄高松空港, 関西国際空港		
航路	航路（高松港～小豆島）	【高松港～土庄港】フェリー15便, 高速艇 16 便 【高松港～池田港】フェリー 8 便 【高松港～草壁港】フェリー 5 便, 高速艇 5 便	
	航路（高松港～豊島）	【高松港～家浦港】高速艇 3 便	
	航路（高松港～直島）	【高松港～宮浦港（直島）】フェリー 5 便, 高速艇 1 便	
レンタサイクル	高松市立レンタサイクルポート	市内中心部に 7 箇所のレンタサイクルポートを設置。(高松駅前広場地下, 瓦町地下, 栗林駅前, 南部駐車場, 栗林公園駅前, 市役所, 片原町駅前) 受付時間: 7 時～22 時 (南部駐車場のみ 7 時 30 分から), 年中無休	271,644 件 (一時, 定期利用計)

3 定住自立圏の将来像

イ 地域資源（主なイベント，特産品）

市 町	イ ベ ン ト	特 産 品
高松市	①さぬき高松まつり（8月） ②むれ源平石あかりロード（8月～9月） ③高松秋のまつり（10月） ④高松冬のまつり（12月）	讃岐うどん，漆器，盆栽，庵治石製品，保多織り（ぼたおり），讃岐提灯，高松和風、和傘，鯛持戎や奉公さんなどの張り子人形，獅子頭
土庄町	瀬戸内タートルフルマラソン（11月）	ごま油，手延素麺，醤油，海苔
小豆島町	①小豆島オリーブマラソン全国大会（5月） ②小豆島まつり（8月） ③醤油サミット（10月） ④中山農村歌舞伎奉納（10月）	醤油，手延素麺，佃煮，電照菊，オリーブ製品，ハーブ製品，石材産業，すもも
三木町	①いけのべ七夕まつり（8月） ②獅子舞フェスタ（9月）	いちご，いちごワイン，きゅうり，黒大豆
直島町	①みどり推進事業 ②直島夏まつり（8月） ③直島の火まつり（8月）	金，銀，銅製品，ハマチ，のり，焼酎 海産物，塩製品，お菓子
綾川町	①主基斎田お田植まつり（6月） ②滝宮念仏踊（8月）	米，いちご，きゅうり，富有柿，ブロッコリー，アスパラガス，鮎，讃岐装飾瓦，清酒

(2) 目指すべき圏域像

定住自立圏は、中心市と周辺町が、それぞれ1対1の協定を締結し、結果として圏域が形成されるもので、瀬戸・高松広域定住自立圏は、中四国においても中核的な規模の都市機能を有するものです。

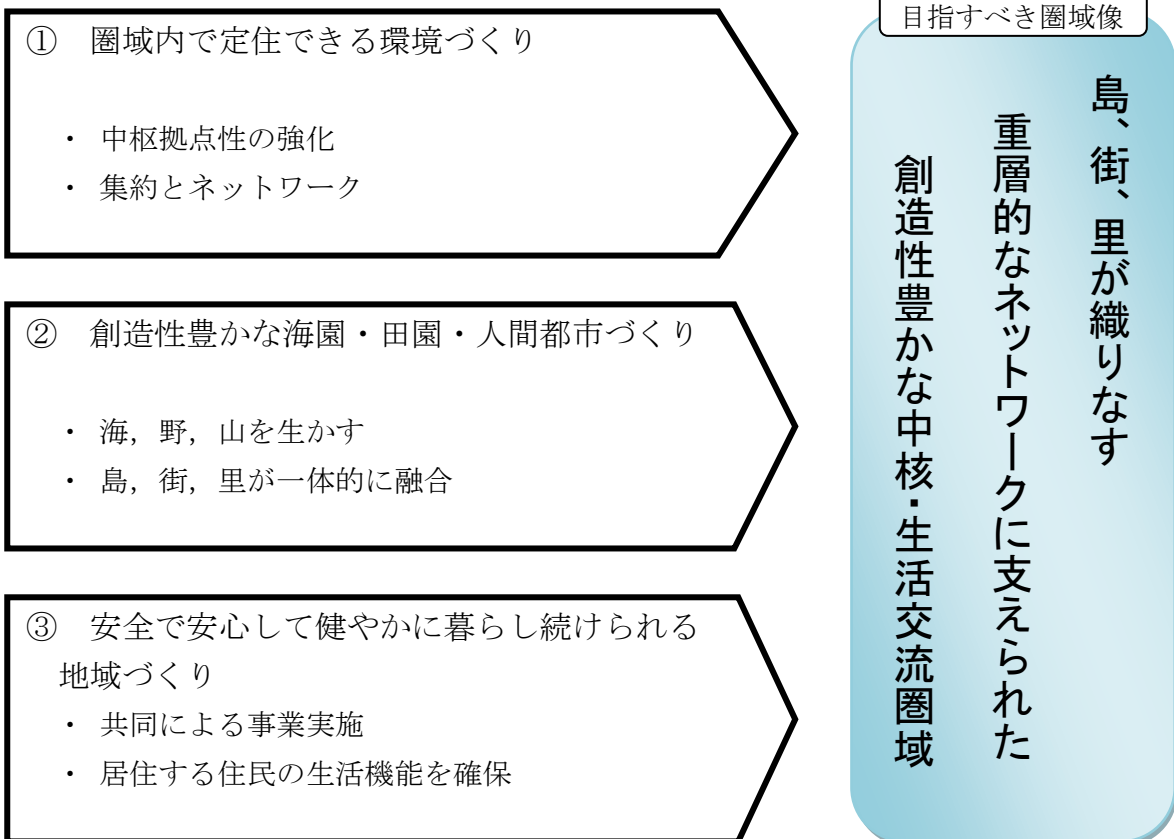
このようなことから、広域連携による行財政の効率化の推進のほか、圏域内への民間企業の投資意欲の向上が期待でき、内需の拡大や地域経済の活性化に加え、人の流れの創出によって、より豊かで安心できる市民生活の実現につながるなどのメリットがあります。

瀬戸・高松広域定住自立圏の取組は、中心市がリーダーシップを発揮し、圏域におけるマネジメントを担いながら都市機能を拡充し、中心市の機能と周辺町の機能を有機的に連携させ、定住のための暮らしに必要な諸機能を確保し、自立のための経済基盤や地域の誇りを培いながら、瀬戸内海を包含する圏域のメリットが最大限に生かされるよう推進してまいります。

そうして、行政だけでなく、圏域の構成員である住民や事業所も含めた多様な主体が協力し合い、相互の特長を生かし合いながら双方に有益で、様々な課題に柔軟に対応できる、島、街、里が織りなす重層的なネットワークに支えられた創造性豊かな中核・生活交流圏域を目指します。

施策の基本方向

目指すべき圏域像の実現に向けた施策の基本方向として、次の3点を掲げます。



3 定住自立圏の将来像

① 圏域内で定住できる環境づくり

「集約とネットワーク」の考え方を基本とし、圏域内で定住できる環境を整備しながら、四国ブロック、環瀬戸内海地域における中枢拠点性の一層の強化を図るとともに、圏域全体の活性化と、魅力ある地域の形成を目指します。

② 創造性豊かな海園・田園・人間都市づくり

中心市と周辺町各町との強力な連携とそれぞれの状況に応じた役割分担の下、お互いが持つ資源や機能の活用を図り、広域による行政展開の利点を最大限引き出しながら、海、野、山を生かし、島、街、里が一体的に融合した、創造性豊かな海園・田園・人間都市づくりを目指します

③ 安全で安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり

圏域内におけるサービス水準の均衡等を図る観点から、共同による事業実施や中心市に集積する都市機能の効果的な活用などにより、居住する住民の生活機能を確保し、安全で安心して健やかに暮らし続けられる地域づくりを目指します。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

【取組事業一覧】

○は、連携する取組を示します。

視点	政策分野	施策	区分	施策に係る取組（事業）	連携する周辺町					該当ページ
					土庄	小豆島	三木	直島	綾川	
生活機能の強化	a 医療	1 医療を安定的に提供できる体制の確保	新規	(1)遠隔医療ネットワークを使った連携	○	○	○	○	○	11
			新規	(2)医療機関の整備推進等	○	○	○	○	○	12
			新規	(3)医療職員の交流等	○	○		○	○	13
		2 救急医療体制の確保	継続	救急医療体制の整備			○	○	○	14
			b 福祉	3 子育て支援および高齢者保護の充実	新規	(1)ファミリー・サポート・センター事業			○	
	新規	(2)高齢者セーフティネットワーク事業					○		○	17
		4 広域的な審査会の実施	継続	(1)介護認定審査会業務の連携			○	○	○	18
			継続	(2)障害程度区分等審査会業務の連携			○	○	○	19
	c 教育	5 中学校総合体育大会等の連携	継続	中学校総合体育大会等の連携			○	○		20
			d 産業振興	6 観光の振興	新規	(1)観光プロモーション事業	○	○	○	○
	新規	(2)新たな観光プランの企画、販売等			○	○	○	○	○	23
	新規	(3)海外観光客向け情報発信事業			○	○	○	○	○	24
		7 中心市街地におけるにぎわいの創出	新規	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく取組	○	○	○	○	○	25
			e その他	8 消防・防災体制の強化	新規	(1)災害時の応援体制等	○	○	○	○
	継続	(2)香川県消防相互応援協定			○	○	○	○	○	29
	継続	(3)高松空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定					○		○	29
	継続	(4)消防業務の事務委託					○		○	30
		9 一般廃棄物処理体制の確保	継続	(1)一般廃棄物の処理業務					○	31
			継続	(2)し尿処理業務			○		○	32
			継続	(3)し尿貯留槽管理業務					○	32
継続			(4)一般廃棄物の埋立処分業務					○	33	
1 0 不法投棄の防止	新規	不法投棄対策事業の推進	○	○	○	○	○	34		
結びつきやネットワークの強化	a 地域公共交通	1 1 公共交通機関の利用促進	新規	公共交通機関の利用促進			○		○	36
			1 2 海上交通の確保・充実	新規	海上交通の確保・充実	○	○		○	
	b ICTインフラ整備	1 3 ブロードバンド利用環境の向上等	新規	ブロードバンド利用環境の向上等	○	○	○	○	○	38
			c 地産地消	1 4 中心市街地における直売所の整備および活用	新規	(1)中心市街地における直売所の整備および活用	○	○	○	○
	新規	(2)特産品の周知宣伝等			○	○	○	○	○	40
	d 地域内外の住民との交流・移住促進	1 5 自然体験等を通じた住民の交流の促進	新規	自然体験等を通じた住民の交流の促進	○	○	○	○	○	41
			e 文化芸術	1 6 文化的資産の活用	新規	文化的資産の活用	○	○		
	新規	文化芸術鑑賞機会等の提供			○	○	○	○	○	45
	新規	瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施			○	○		○		46
	f その他	1 9 図書館サービスの提供	新規	移動図書館の開設				○		48
2 0 圏域情報の発信および共有化			新規	圏域情報の発信および共有化	○	○	○	○	○	49
			2 1 高松市屋島陸上競技場の活用	新規	高松市屋島陸上競技場の活用	○	○	○	○	○
圏域マネジメント能力の強化	a 圏域内市町の職員等の交流	2 2 職員の交流・人材育成等	新規	合同研修等の実施	○	○	○	○	○	51
			b その他	2 3 大学等との連携事業	新規	取組事項の研究交流	○	○	○	○
事業数 計36 各町別事業数計					22	22	28	26	31	
上記36のうち新規25 各町別新規					21	21	20	21	21	
上記36のうち継続11 各町別継続					1	1	8	5	10	

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（医療）

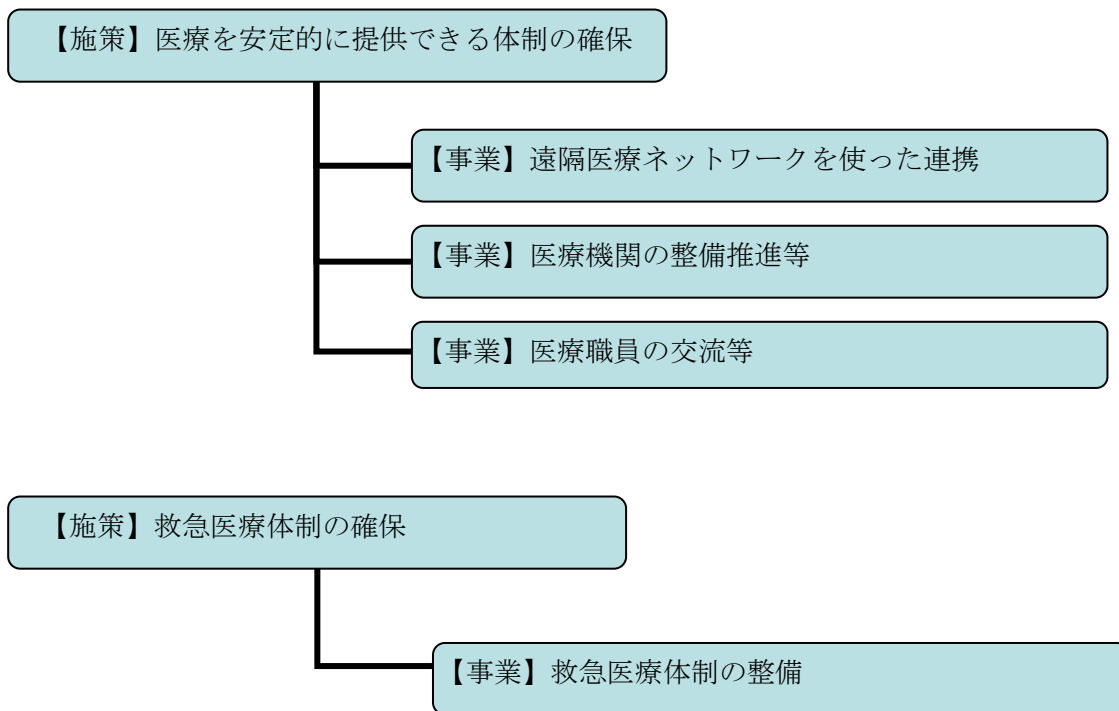
(1) 生活機能の強化

医療に関しては、遠隔医療ネットワークを使った連携や医療機関の整備推進など医療を安定的に提供できる体制や救急医療体制の確保について取り組みます。

福祉に関しては、子育て支援や高齢者保護の充実などに、教育に関しては、中学校総合体育大会等の連携に取り組み、産業振興に関しては、観光プロモーション事業や新たな観光プランの企画、販売を行うなど、観光の振興を図ります。

また、これら以外に、大規模災害時の応援体制など消防・防災体制の強化に努め、一般廃棄物処理体制の確保や不法投棄対策に取り組みます。

【政策分野】 医 療

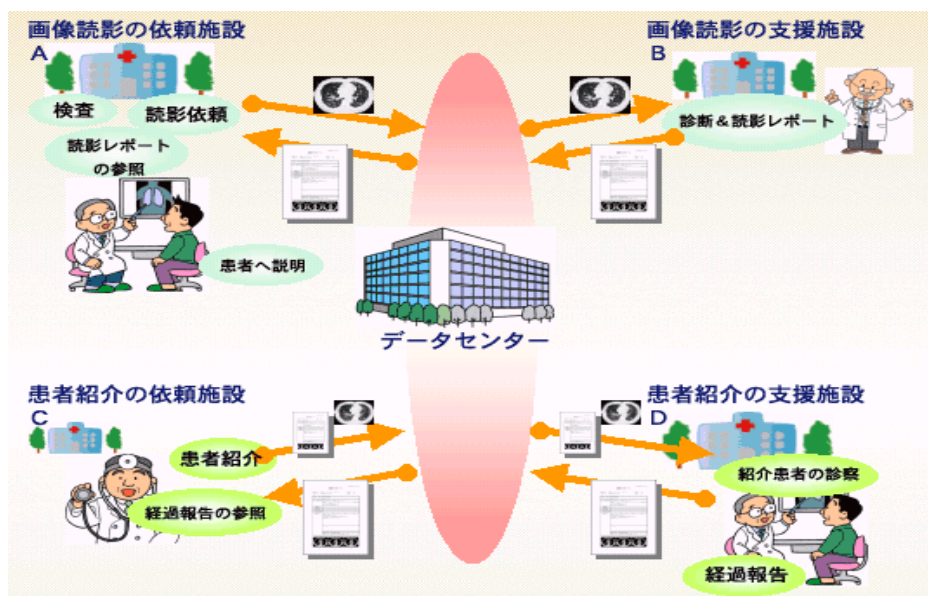


4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（医療）

事業（取組）	遠隔医療ネットワークを使った連携					
連携する町	土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> かがわ遠隔医療ネットワークを利用して，診療情報の交換，地域の医療機関との連携情報の交換，患者の受渡しなどを行います。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関の連携を強化し，医療を安定的に提供できる体制を確保します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市民病院が，平成22年度から，かがわ遠隔医療ネットワークに参加し，患者の受入，受入前後の治療の支援など，遠隔医療の支援医療機関として上記の事業に取り組みます。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 町立医療機関が，かがわ遠隔医療ネットワークに参加し，活用します。 区域内の医療機関に遠隔医療への参加と活用を呼びかけ，また，高松市民病院での治療が必要な患者の受渡しが円滑にできるよう努めます。 <p><町立医療機関></p> <p>内海病院，土庄中央病院，直島町立診療所，陶病院，綾上診療所</p>						
年 度	22	23	24	25	26	27
事業費等 （千円）	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099
	継続実施					

注）事業費については，毎年度の予算により定めます。

かがわ遠隔医療ネットワークのイメージ図



4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（医療）

事業名	医療機関の整備推進等					
連携する町	土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市が，高松市民病院および高松市国民健康保険香川病院（平成22年4月1日高松市民病院香川分院に名称変更）を移転統合した新病院の整備を推進します。 高松市医師会看護専門学校と木田地区医師会附属准看護専門学院が行う医療従事者の養成を支援します（費用は，人口に応じて負担します。）。 定住自立圏等民間投資促進交付金の対象事業を活用して，圏域の医療水準の充実を図ります。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域の医療水準の維持，充実を図り，医療を安定的に提供できる体制を確保します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 上記新病院の整備を推進します。 高松市医師会看護専門学校および木田地区医師会附属准看護専門学院に補助金を交付します。 民間事業者が定住自立圏等民間投資促進交付金を利用して行う中心市街地の再開発ビルへのメディカルモールの活用を図ります。 民間医療法人が定住自立圏等民間投資促進交付金を利用して行う医療機器整備事業の活用を図ります。 直島町と連携して，民間事業者が定住自立圏等民間投資促進交付金を利用して行う通院環境整備事業（船舶）の活用を図ります。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 整備された新病院を圏域の中核病院として利用します。 三木町は，木田地区医師会附属准看護専門学院に補助金を交付します。 直島町は，民間事業者が定住自立圏等民間投資促進交付金を利用して行う通院環境整備事業（船舶）の活用を図ります。 <p>（新病院関係の事業費および民間事業者の事業費は除く）</p>						
年度	22	23	24	25	26	27
事業費等 (千円)	3,135	3,135	3,135	3,135	3,135	3,135
継続実施						

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（医療）

事業名	医療職員の交流等					
連携する町	土庄町，小豆島町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市民病院において，各町立医療機関の医療職員に実地研修を行います。 この事業の対象となる医療職員とは，看護師，助産師，臨床検査技師，薬剤師，理学療法士等で，医師および歯科医師は含まれません。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療職員としての資質向上を図り，医療を安定的に提供できる体制を確保します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺町の医療職員に高松市民病院で実地研修を受ける機会を提供します。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市民病院から提供される機会を活用して，各町立医療機関の医療職員が実地研修を受けられるようにします。 						
年度	22	23	24	25	26	27
事業費等 (千円)	224	224	224	224	224	224
年度毎に研修計画策定，継続実施						

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。



高松市民病院

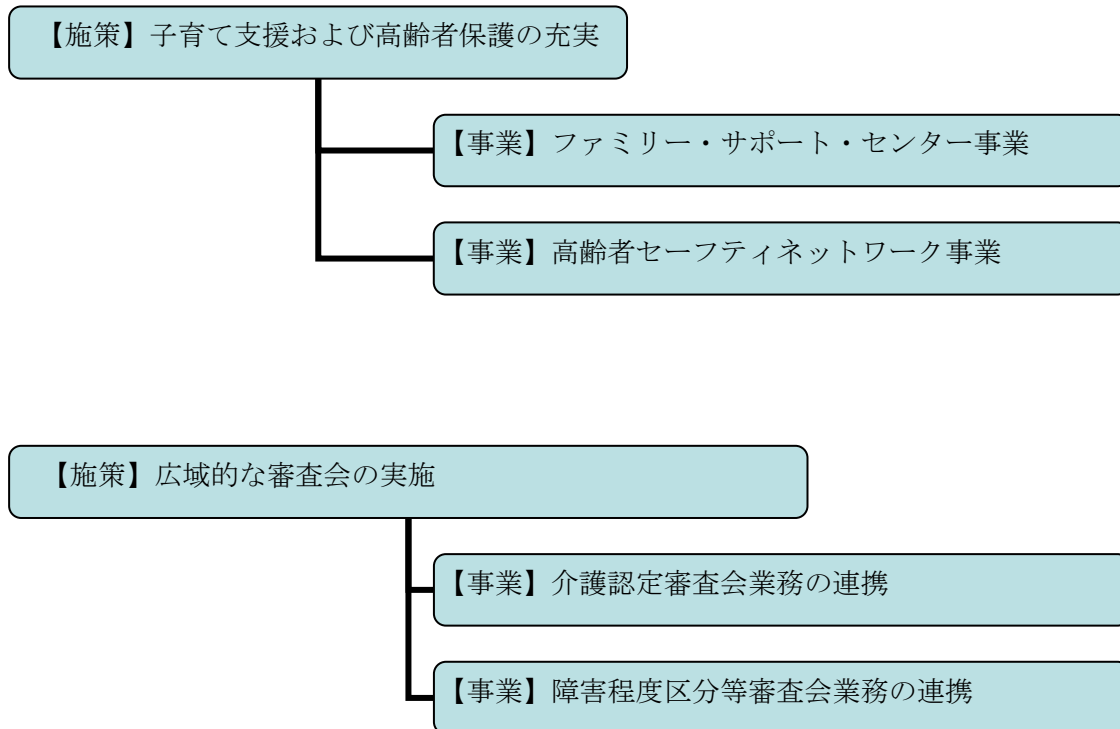
4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（医療）

事業（取組）	救急医療体制の整備					
連携する町	三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日在宅当番医制および病院群輪番制の実施について支援を行います（費用は、人口に応じて負担します。）。 <p>【初期救急医療体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日・・・・・・・・休日在宅当番医制 ・ 夜間・・・・・・・・高松市夜間急病診療所 ・ 歯科医療（休日および平日夜間）・・・・高松市歯科救急医療センター <p>【第2次救急医療体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間・・・・病院群輪番制 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期および第2次救急医療体制を整備し，救急医療体制を確保します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高松市医師会，木田地区医師会，綾歌地区医師会の行う休日在宅当番医制や高松市民病院等が実施する病院群輪番制を支援します。 ・ 高松市夜間急病診療所を管理運営します。 ・ 高松市歯科医師会の行う高松市歯科救急医療センターの運営を支援します。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高松市医師会，木田地区医師会，綾歌地区医師会の行う休日在宅当番医制や高松市民病院等が実施する病院群輪番制を支援します。 <p><備考></p> <p>【第3次救急医療体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 香川県立中央病院救命救急センター ・ 香川大学医学部附属病院救命救急センター 						
年度	22	23	24	25	26	27
事業費等 （千円）	221,564	221,564	221,564	221,564	221,564	221,564
	継続実施					

注）事業費については，毎年度の予算により定めます。

【政策分野】福祉



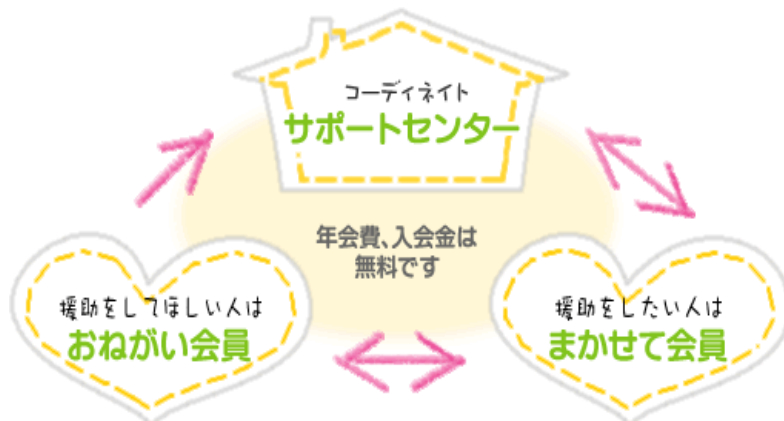
4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（福祉）

事業（取組）	ファミリー・サポート・センター事業					
連携する町	三木町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員同士が地域において育児について相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」の事業を実施します。 ・ ファミリー・サポート・センターは，幼児や小学生の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として，児童の預かり等の援助を希望する方と，当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡，調整を行います（費用は，対象児童人口に応じて負担します。）。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と育児の両立できる環境を整備するとともに，地域の子育て支援を行い，労働者の福祉の増進と育児の福祉の向上させます。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリー・サポート・センターを設置し，管理運営します。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリー・サポート・センターの運営を支援します。 ・ ファミリー・サポート・センターの行う育児に関する相互援助活動を住民に周知します。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 （千円）	12,254	12,254	12,254	12,254	12,254	12,254
<p>周知 会員養成講座開催 会員募集，事業実施</p> <p>継続実施</p>						

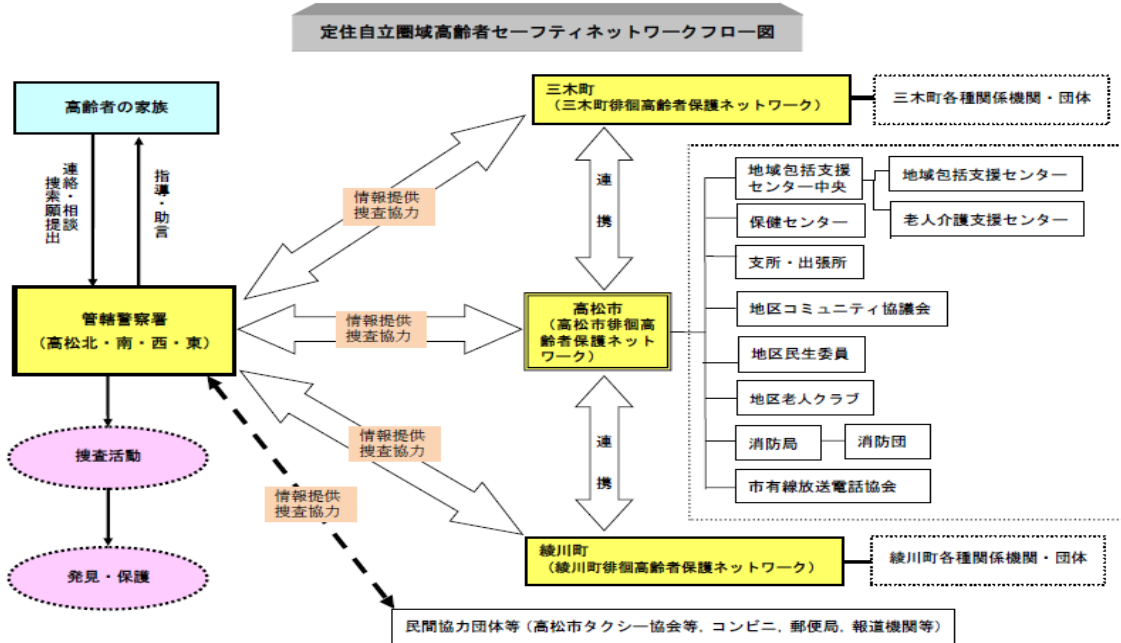
注）事業費については，毎年度の予算により定めます。

ファミリー・サポート・センター事業イメージ図



4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（福祉）

事業（取組）	高齢者セーフティネットワーク事業					
連携する町	三木町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 「高齢者セーフティネットワーク」を整備し，円滑な運営を支援します。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域のはいかい高齢者の早期発見，保護に寄与します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松北警察署，高松南警察署，高松西警察署，高松東警察署，高松市各種関係団体等によるネットワークを整備し，連絡調整を行います。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 三木町は，高松東警察署，三木町各種関係団体等によるネットワークを整備し，連絡調整を行います。 綾川町は，高松西警察署，綾川町各種関係団体等によるネットワークを整備し，連絡調整を行います。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	事業費：現時点で見込まれないため，記載していません。 ネットワーク構築 事業開始 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 継続実施 </div>					



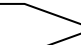
4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（福祉）

事業（取組）	介護認定審査会業務の連携					
連携する町	三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護認定審査会業務を連携して行います（費用は，件数等に応じて負担します。）。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 事務事業の適正化と効率化を実現します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺町の介護認定審査会業務を受託し，処理します。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護認定審査会業務を高松市に委託します。 <p><備考></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度では，被保険者は，市町村の認定を受けなければなりません。この認定の手順として，被保険者の心身の状況に関する調査結果および主治医の意見に基づいて，市町村に設置される「介護認定審査会」において，審査および判定が行われ，その結果に基づき市町村が要介護認定を行います。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 （千円）	191,917	191,917	191,917	191,917	191,917	191,917
	継続実施					

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（福祉）

事業（取組）	障害程度区分等審査会業務の連携					
連携する町	三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害程度区分等審査会業務を連携して行います（費用は，件数に応じて負担します）。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業の適正化と効率化を実現します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺町の障害程度区分等審査会業務を受託し，処理します。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害程度区分等審査会業務を高松市に委託します。 <p><備考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の福祉サービスの必要性を客観的に判断するために障害程度区分が設けられています。介護給付の支給においては，その障害程度区分の審査判定業務を行い，また，市町の支給要否決定に当たり意見を述べることを目的として，障害程度区分等審査会を設置しています。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 （千円）	4,378	4,378	4,378	4,378	4,378	4,378
継続実施 						

注）事業費については，毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（教育）

【政策分野】教育

【施策】 中学校総合体育大会等の連携

【事業】 中学校総合体育大会等の連携

事業（取組）	中学校総合体育大会等の連携					
連携する町	三木町，直島町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの市町中学校総合体育大会，新人体育大会，駅伝競走大会を統一の「高松地区大会」として開催します。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域における中学校体育の充実発展と生徒の育成に寄与します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市教育委員会が，高松地区中学校体育連盟，高松地区中学校長会，三木町教育委員会および直島町教育委員会と共に高松地区中学校総合体育大会等を主催します。 大会の会場等として高松市の設置するスポーツ施設等の活用を図ります。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 三木町教育委員会および直島町教育委員会が，高松地区中学校体育連盟，高松地区中学校長会および高松市教育委員会と共に高松地区中学校総合体育大会等を主催します。 大会の会場等として三木町，直島町の設置する施設等の活用を図ります。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	8,263	8,263	8,263	8,263	8,263	8,263
継続実施						

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。

【政策分野】 産業振興

【施策】 観光の振興

【事業】 観光プロモーション事業

【事業】 新たな観光プランの企画，販売等

【事業】 海外観光客向け情報発信事業

【施策】 中心市街地におけるにぎわいの創出

【事業】 高松市中心市街地活性化基本計画に基づく取組

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（産業振興）

事業（取組）	観光プロモーション事業																							
連携する町	土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町																							
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化																							
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする観光プロモーション事業を行います。 観光プロモーション事業は，圏域のイメージアップや集客力を高める独創的な事業を公募し，公開プレゼンテーションを経て認定します。認定されれば，ホームページでのPRや補助金の交付が受けられます。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域の観光振興に寄与します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 財団法人高松観光コンベンション・ビューローの主たる出資者として，同財団を実施主体とする観光プロモーション事業を行います。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 財団法人高松観光コンベンション・ビューローの賛助会員等として，同財団の実施する観光プロモーション事業を支援します。 次のような例を始めとする地域の特徴を観光客誘致に活用します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">町名</th> <th style="width: 40%;">地域の特色を生かしたイベント等</th> <th style="width: 50%;">特有の観光資源等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土庄町</td> <td>瀬戸内海タートルフルマラソン全国大会</td> <td>天使の散歩道「エンジェルロード」，迷路のまち</td> </tr> <tr> <td>小豆島町</td> <td>小豆島オリーブマラソン全国大会</td> <td>名勝「寒霞溪」，二十四の瞳映画村，小豆島オリーブ公園</td> </tr> <tr> <td>三木町</td> <td>獅子舞フェスタ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>直島町</td> <td>直島の火まつり</td> <td>地中美術館や家プロジェクトを始めとする「アートの島」としての特色</td> </tr> <tr> <td>綾川町</td> <td>右の会館等において，うどん発祥の地関連の特色あるイベント</td> <td>綾川町うどん会館</td> </tr> </tbody> </table>							町名	地域の特色を生かしたイベント等	特有の観光資源等	土庄町	瀬戸内海タートルフルマラソン全国大会	天使の散歩道「エンジェルロード」，迷路のまち	小豆島町	小豆島オリーブマラソン全国大会	名勝「寒霞溪」，二十四の瞳映画村，小豆島オリーブ公園	三木町	獅子舞フェスタ	—	直島町	直島の火まつり	地中美術館や家プロジェクトを始めとする「アートの島」としての特色	綾川町	右の会館等において，うどん発祥の地関連の特色あるイベント	綾川町うどん会館
町名	地域の特色を生かしたイベント等	特有の観光資源等																						
土庄町	瀬戸内海タートルフルマラソン全国大会	天使の散歩道「エンジェルロード」，迷路のまち																						
小豆島町	小豆島オリーブマラソン全国大会	名勝「寒霞溪」，二十四の瞳映画村，小豆島オリーブ公園																						
三木町	獅子舞フェスタ	—																						
直島町	直島の火まつり	地中美術館や家プロジェクトを始めとする「アートの島」としての特色																						
綾川町	右の会館等において，うどん発祥の地関連の特色あるイベント	綾川町うどん会館																						
年度	22	23	24	25	26	27																		
事業費等 (千円)	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100																		
継続実施																								

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（産業振興）

事業（取組）	新たな観光プランの企画，販売等					
連携する町	土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする「ぷち旅プラン（着地型旅行商品）」の企画・販売事業を行います。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域の観光振興に寄与します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 財団法人高松観光コンベンション・ビューローの主たる出資者として，同財団を実施主体とする「ぷち旅プラン（着地型旅行商品）」の企画・販売事業を行います。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 財団法人高松観光コンベンション・ビューローの賛助会員等として，同財団の実施する「ぷち旅プラン」の企画・販売事業を支援します。 特有の観光資源やイベントなど，地域の特色を観光客誘致に活用します。 <p><備考></p> <ul style="list-style-type: none"> 財団法人高松観光コンベンション・ビューローは，第三種旅行業の資格を有しており，旅行商品の企画・販売事業を行うことができます。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
継続実施						

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。



4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（産業振興）

事業（取組）	海外観光客向け情報発信事業					
連携する町	土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 英語版のホームページを作成して圏域全体を対象とする内容での管理運営を行い，圏域内の観光情報等を国内外に発信します。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人観光客の誘致に寄与します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 英語版ホームページを作成し，圏域全体を対象とした観光情報を発信します。 インターネット上の検索サイト（英語版）にリスト広告を掲出して上記ホームページへ誘導することにより，閲覧者の増加を図ります。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 英語版ホームページを作成し，甲の英語版ホームページとリンクさせます。 特有の観光資源やイベントなど，地域の特色を観光客誘致に活用します。 						
年度	22	23	24	25	26	27
事業費等 （千円）	4,567	4,567	4,567	4,567	4,567	4,567
	継続実施					

注）事業費については，毎年度の予算により定めます。

インターネット広告「アート・ハブ・シティ高松」

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（産業振興）

事業（取組）	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく取組					
連携する町	土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地の、にぎわい・回遊性の促進を図るため、「商業・サービス業の高度化」、「回遊したくなる中心市街地づくり」、「定住人口の増加」を基本的な方針として、市街地の整備改善事業，商業活性化事業など 50 事業を実施し，業務機能や商業機能を主とした都市機能の強化を図ります。 ・ 中心市街地の活性化の目標として、「テナントミックス等による商業・サービスの魅力強化と効果の波及」「来街者の回遊促進」「魅力的な住宅供給による居住推進」を掲げています。 ・ 高松市中心市街地活性化基本計画は平成19年度から23年度までの5か年の計画です。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地のにぎわいを創出します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高松市中心市街地活性化協議会の活動を支援します。 ・ 高松市中心市街地活性化基本計画に基づき，中心市街地における中央商店街の活性化を推進します。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備された中心市街地の機能について，住民の利用向上を図ります。 <p>※ 事業費は，高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業に係る市費を記載しています。</p>						
年度	22	23	24	25	26	27
事業費等 (千円)	368,700	事業費：現時点で見込まれないため，記載していません。				
	高松市中心市街地活性化基本計画期間					
	利用向上促進					

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（産業振興）

中心市街地のにぎわいと回遊を強化する主な事業

高松丸亀町商店街 G 街区市街地再開発事業

人々が訪れたい魅力的な店舗や都市型住宅を備え、快適な回遊空間を創出する市街地再開発事業



高松丸亀町商店街 A 街区市街地再開発事業 関連共同施設補助事業

商店街等が市街地再開発事業に併せて整備する、憩い空間を形成するドーム・カラー舗装等の整備



IC カードの活用による商業等活性化事業

公共交通機関の IC カードで店舗の決済が可能になるなど、公共交通利用者の買い物をしやすくする事業



4 町パティオ広場整備事業

商店街等による、商店街が交差する位置での休憩やイベント等が可能な広場の整備



【政策分野】 その他

【施策】 消防・防災体制の強化

【事業】 災害時の応援体制等

【事業】 香川県消防相互応援協定

【事業】 高松空港およびその周辺における消火
救難活動に関する協定

【事業】 消防業務の事務委託

【施策】 一般廃棄物処理体制の確保

【事業】 一般廃棄物の処理業務

【事業】 し尿処理事業

【事業】 し尿貯留槽管理事業

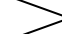
【事業】 一般廃棄物の埋立処分業務

【施策】 不法投棄の防止

【事業】 不法投棄対策事業の推進

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	災害時の応援体制等					
連携する町	土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時応援協定を締結し，大規模災害時に，次のような物資・労力等の相互応援を行います。 ・ 食糧，飲料水および生活必需物資の供給やその供給に必要な資機材の提供 ・ 被災者の救出，医療，防疫，施設の応急復旧等に必要な資機材や物資の提供 ・ 救援活動に必要な車両や舟艇等の提供 ・ 被災者を一時収容するための施設の提供 ・ 被災児童，生徒等の一時受入 ・ 救援および応急復旧等に必要な職員の派遣 ・ その他特に要請があった事項 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震等による大規模災害時における応急体制を中心とした防災体制を一層，充実・強化します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺町と災害時相互応援協定を締結し，相互応援を行います。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高松市と災害時相互応援協定を締結し，相互応援を行います。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	事業費：現時点で見込まれないため，記載していません。					
	継続実施 					

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	香川県消防相互応援協定					
連携する町	土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定により締結されている香川県消防相互応援協定に基づいて大規模災害等発生時に相互に応援を行います。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域における消防活動体制を補完します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺町と締結している香川県消防相互応援協定に基づいて相互応援を行います。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市と締結している香川県消防相互応援協定に基づいて相互応援を行います。 						
年 度	22	23	24	25	26	27
事業費等 （千円）	事業費：現時点で見込まれないため、記載していません。					
	継続実施					

事業（取組）	高松空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定					
連携する町	三木町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松空港や圏域における航空機災害発生に際し，各市町の消防機関が空港事務所と協力して消火救難活動を行います。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 航空機災害発生時における消防活動体制を補完します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺町と締結している高松空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定に基づいて相互応援を行います。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市と締結している高松空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定に基づいて相互応援を行います。 						
年 度	22	23	24	25	26	27
事業費等 （千円）	事業費：現時点で見込まれないため、記載していません。					
	継続実施					

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	消防業務の事務委託					
連携する町	三木町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 消防組織法および消防法に定める周辺町の消防事務（消防団に関する事務，水利施設の設置，維持および管理に関する事務ならびに水防に関する事務を除く。）を高松市が受託し，処理します（委託者は，委託事務に要する人件費および物件費を負担します）。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域における消防・防災体制を強化します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 消防組織法および消防法に定める周辺町の消防事務（消防団に関する事務，水利施設の設置，維持および管理に関する事務ならびに水防に関する事務を除く。）を受託し，処理します。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 消防組織法および消防法に定める消防事務（消防団に関する事務，水利施設の設置，維持および管理に関する事務ならびに水防に関する事務を除く。）を高松市に委託します。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 （千円）	516,000	516,000	516,000	516,000	516,000	516,000
継続実施 ➤						

注）事業費については，毎年度の予算により定めます。



三木消防署



西消防署 綾川分署

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	一般廃棄物の処理業務					
連携する町	綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (1) 生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺町の一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）処理業務を高松市が受託し、処理します（委託者は、処理量等に応じて費用を負担します。）。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域における一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）処理体制を確保します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西部クリーンセンターの設置者として、周辺町からの委託を受け、同センターにおいて、周辺町の区域から生じる一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）の処理業務（収集、運搬および最終処分の業務を除く。）を行います。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内から生じる一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）の処理業務（収集、運搬および最終処分の業務を除く。）を高松市に委託します。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 （千円）	612,438	612,438	612,438	612,438	612,438	612,438
継続実施 ➤						

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。



西部クリーンセンター

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（その他）

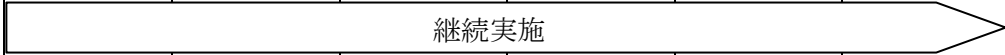
事業（取組）	し尿処理業務					
連携する町	三木町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺町のし尿および浄化槽汚泥の処理業務を高松市が受託し，処理します（委託者は，処理量に応じて費用を負担します）。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域におけるし尿および浄化槽汚泥の処理体制を確保します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺町からの委託を受け，周辺町の区域から生じるし尿および浄化槽汚泥の処理業務を行います。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内から生じるし尿および浄化槽汚泥の処理業務を高松市に委託します。 						
年度	22	23	24	25	26	27
事業費等 （千円）	723,764	723,764	723,764	723,764	723,764	723,764
	継続実施					

注）事業費については，毎年度の予算により定めます。

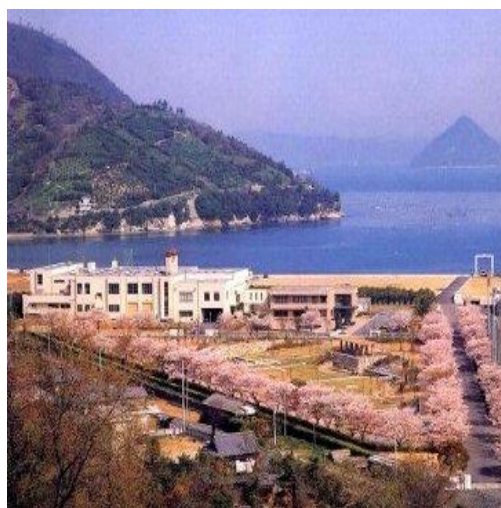
事業（取組）	し尿貯留槽管理業務					
連携する町	綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国分寺し尿貯留槽の管理を綾川町が受託し，処理します（委託者は，量，人口等に応じて費用を負担します）。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域におけるし尿処理体制を確保します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国分寺し尿貯留槽の管理を綾川町に委託します。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高松市からの委託を受け，国分寺し尿貯留槽の管理を行います。 						
年度	22	23	24	25	26	27
事業費等 （千円）	8,056	8,056	8,056	8,056	8,056	8,056
	継続実施					

注）事業費については，毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	一般廃棄物の埋立処分業務					
連携する町	綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市国分寺地区から排出される一般廃棄物を中間処理した後に生じる残さの埋立処分業務について、綾川町に委託し、処理します（委託者は、処理量等に応じて費用を負担します。）。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域における一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）処理体制を確保します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 国分寺地区から生じる一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）を中間処理した後に生じる残さの埋立処分について、綾川町に委託します。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市からの委託を受け、国分寺地区から生じる一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）を中間処理した後に生じる残さの埋立処分を行います。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 （千円）	46,946	46,946	46,946	46,946	46,946	46,946
						

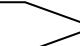
注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。



衛生処理センター

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	不法投棄対策事業の推進					
連携する町	土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 相互に連携して不法投棄対策事業を推進します。 三木町，綾川町と高松市が共同で，各自治体の境界線付近で不法投棄が多く見られる場所において，不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施します。 土庄町，小豆島町，直島町と高松市が同一趣旨で，同時期開催による海岸線の不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施します。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄を防止し，圏域の生活環境や自然環境の保全に寄与します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 国，県，関係団体と連携し，地域住民と協働して，不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦などの圏域内における不法投棄対策事業を推進します。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民と協働し，高松市と連携して，不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦などの不法投棄対策事業を推進します。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 （千円）	369	369	369	369	369	369
継続実施 						

注）事業費については，毎年度の予算により定めます。



ふれあいクリーン作戦

(2) 結びつきやネットワークの強化

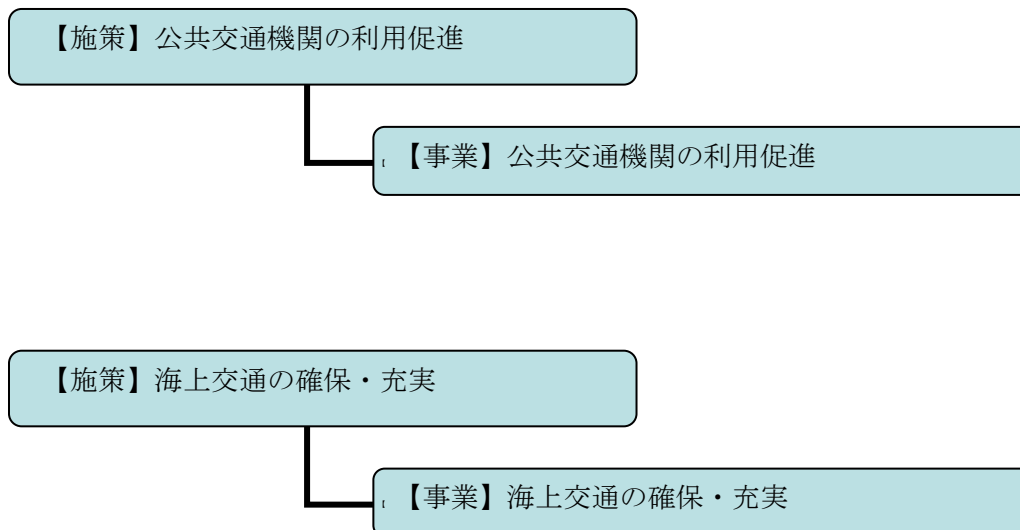
地域公共交通に関しては、パークアンドライドを推進するなど公共交通の利用促進に努め、海上交通の確保、充実の検討、研究などを行います。

デジタル・デバイドの解消へ向けたICTインフラ整備に関しては、ブロードバンドの利用環境の向上等の検討を行い、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の促進に関しては、中心市街地における直売所の整備や活用を図り、地域内外の住民との交流促進に関しては、自然体験等を通じた住民の交流の促進を図ります。

文化芸術の振興に関しては、地域の文化的資産の連携、活用や、圏域内の児童・生徒等を対象とした文化芸術鑑賞等の機会の提供を行うほか、2010年度に開催される瀬戸内国際芸術祭に関連する事業の実施について取り組みます。

また、これら以外に、図書館のない町へ移動図書館車による図書館サービスを提供するほか、広報媒体等を活用し圏域情報の発信および共有化を図ります。

【政策分野】 地域公共交通



4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2) 結びつきやネットワークの強化（地域公共交通）

事業（取組）	公共交通機関の利用促進					
連携する町	三木町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （2）結びつきやネットワークの強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> マイカーから公共交通機関への利用の転換を誘導するパークアンドライドの推進を始め，利用者の利便性向上に取り組みます。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利用促進と交通混雑緩和に寄与します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の移動手段として，レンタサイクル事業を行います。 圏域における公共交通の課題および利用者の利便性向上について，三木町，綾川町と連携して継続的に調査し，効率的かつ効果的な公共交通機関の利用促進手法の検討を行います。 ことでん仏生山駅を始めとする交通結節点周辺のパークアンドライド駐車場整備を検討します。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 三木町は，ことでん学園通り駅に近接する民間商業施設の駐車場の一部を，パークアンドライド駐車場として活用するなど，パークアンドライドの推進に努めます。 綾川町は，ことでん琴平線への新駅の設置，パークアンドライド駐車場整備を主体に，公共交通機関利用促進に係る検討を行います。 高松市と連携して効率的かつ効果的な公共交通機関の利用促進手法の検討を行います。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	58,137	58,137	58,137	58,137	58,137	58,137
	パークアンドライドの推進					
	レンタサイクル事業の継続実施					
	公共交通機関利用促進の検討					

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (2) 結びつきやネットワークの強化（地域公共交通）

事業（取組）	海上交通の確保・充実					
連携する町	土庄町，小豆島町，直島町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（2）結びつきやネットワークの強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 海上交通利用者の利便性の向上に取り組みます。 瀬戸内国際芸術祭（以下「芸術祭」といいます。）の開催に当たり，必要な交通手段の確保・充実に関する支援を行います。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 海上交通の確保・充実に寄与します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域における海上交通の課題および海上交通利用者の利便性の向上について，連携して継続的に調査し，効率的かつ効果的な海上交通の確保・充実の方策について検討を行います。 海上交通と接続する中心市街地の移動手段として，レンタサイクル事業を行います。 芸術祭の開催に当たり，高松・島しょ部間の海上交通を始めとする必要な交通手段の確保・充実に関して支援します。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 海上交通機関の乗継ぎの利便性の向上に取り組みます。 土庄町は，港湾施設周辺環境整備として，土庄港中央棧橋周辺の緑化整備事業を行います。 小豆島町は，25年度から26年度において，小豆島側の港湾環境整備として，駐車場，駐輪場および公衆便所を整備します。 圏域における海上交通の確保・充実に向けた調査，検討等を行います。 土庄町と小豆島町は，22年度から24年度において，「地域公共交通活性化・再生総合事業」として，実証運行（運航）に取り組みます。 直島町は，22年度において，宮浦港駐車場整備等を実施します。 芸術祭の開催に当たり，必要な交通手段の確保・充実に関して支援します。 						
年 度	22	23	24	25	26	27
事業費等 （千円）	47,900	事業費：現時点で見込まれないため，記載していません。				
	利便性向上の調査，海上交通の確保・充実の方策の検討					
	○第1回芸術祭 土庄町・小豆島町	実証運行（運航）			○第2回芸術祭	
	直島町宮浦港 駐車場整備等			土庄町・小豆島町 港湾環境整備		

注）事業費については，毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2) 結びつきやネットワークの強化 (デジタル・ディバイドの解消へ向けた ICT インフラ整備)

【政策分野】 デジタル・ディバイドの解消へ向けた ICT インフラ整備

【施策】 ブロードバンドの利用環境の向上等

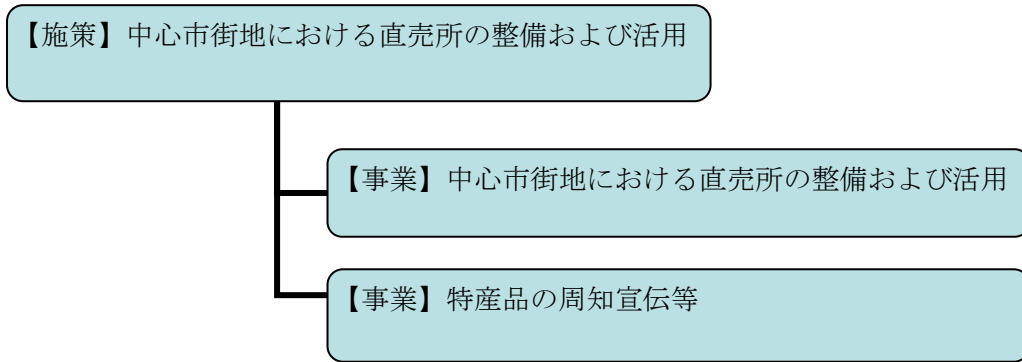
【事業】 ブロードバンドの利用環境の向上等

事業 (取組)	ブロードバンドの利用環境の向上等					
連携する町	土庄町, 小豆島町, 三木町, 直島町, 綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (2) 結びつきやネットワークの強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 「瀬戸・高松広域定住自立圏ブロードバンド整備・利活用研究連絡会(仮称)」を開催して、情報交換、調査、検討等を行いながら、ブロードバンド基盤の効果的な整備を推進します。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ブロードバンド利用環境を向上させ、活用します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺町のブロードバンドの利用環境の向上に資する情報提供を行う等、調査、検討等を支援します。 圏域内のブロードバンドの活用について、情報交換、調査、検討等を行います。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に即したブロードバンドの利用環境の向上のための技術、手法等を調査、検討します。 直島町と綾川町は、ブロードバンド基盤の効果的な整備を推進します。 圏域内のブロードバンドの活用について、情報交換、調査、検討等を行います。 						
年度	22	23	24	25	26	27
事業費等 (千円)	事業費：現時点で見込まれないため、記載していません。 情報交換, 調査, 研究 → 利活用計画策定 → 利活用事業実施					

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2) 結びつきやネットワークの強化 (地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の促進)

【政策分野】 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の促進



事業（取組）	中心市街地における直売所の整備および活用					
連携する町	土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （2）結びつきやネットワークの強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の中央商店街等に地場産品の直売所を整備し，圏域内の生産者との連携を図って，その活用に取り組みます。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域の地産地消を促進します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 中央商店街空き店舗活用事業補助，商店街振興組合等が実施する中央商店街の空き店舗を活用した賑わい創出事業への一部補助などにより，中心市街地における中央商店街等への直売所の整備等を支援します。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 直売所を活用した周辺町の特産品等の販売を促進し，中心市街地に集う消費者による消費拡大を図ります。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	30,000	30,000	事業費：現時点で見込まれないため，記載していません。			
	直売所整備（現行事業）		次期事業			
	直売所の活用					

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2) 結びつきやネットワークの強化 (地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の促進)

事業（取組）	特産品の周知宣伝等					
連携する町	土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （2）結びつきやネットワークの強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な機会を捉え，圏域の特産品に関する周知宣伝活動を行います。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域の特産品の知名度を向上させます。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺町の特産品等に関する周知宣伝活動を支援します。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 土庄町のそうめん，小豆島町のオリーブ，三木町のイチゴ，直島町のハマチを始めとする各町の特産品や，綾川町が開発する特産品について，中心市の区域内での消費拡大につなげるための周知宣伝活動を行います。 <p><備考></p> <ul style="list-style-type: none"> 周知宣伝活動は，できる限り幅広いアイディアで行うことを目指しており，物産展の開催や公共空間にオリーブを植樹して，知名度の向上を図る活動なども含みます。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	4,850	事業費：現時点で見込まれないため，記載していません。				
	○オリーブ植樹（サンポート高松地区）					
	○瀬戸内物産展（仮称）の開催					
	継続実施					

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。

【政策分野】 地域内外の住民との交流促進

【施策】 自然体験等を通じた住民の交流の促進

【事業】 自然体験等を通じた住民の交流の促進

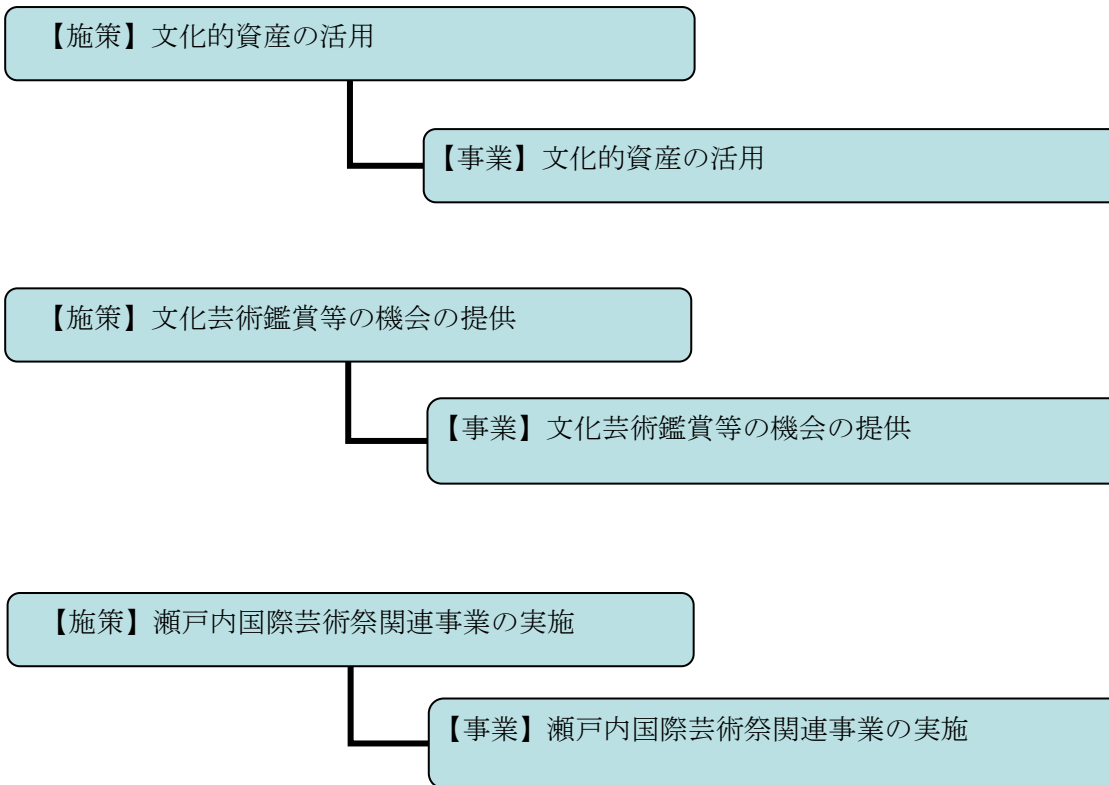
事業(取組)	自然体験等を通じた住民の交流の促進					
連携する町	土庄町, 小豆島町, 三木町, 直島町, 綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (2) 結びつきやネットワークの強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、圏域内の児童・生徒等の参加を誘致します。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺町への人の流れをつくり、地域を活性化します。 交流によって、児童・生徒を始めとする住民の相互理解を深めます。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺町が実施するイベントについて、中心市の住民に周知・啓発を行います。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 自然体験等を盛り込んだイベント等を開催し、圏域内の児童、生徒等の参加を促進します。 <p>【イベント等の例】</p> <p>土庄町 親子自然観察会 小豆島町 オリーブ収穫祭 三木町 グリーンツーリズム 直島町 なおしま自然探検隊 綾川町 柏原溪谷を始めとする特色ある地域でのイベント</p>						
年度	22	23	24	25	26	27
事業費等 (千円)	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
継続実施						

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2) 結びつきやネットワークの強化（文化芸術の振興）

【政策分野】文化芸術の振興



4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (2) 結びつきやネットワークの強化（文化芸術の振興）

事業（取組）	文化的資産の活用					
連携する町	土庄町，小豆島町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（2）結びつきやネットワークの強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市菊池寛記念館，小豆島尾崎放哉記念館（尾崎放哉資料館），壺井栄記念館の連携，活用に取り組みます。 文化的資産の活用を推進する連絡会を設置し，圏域内の文化的資産を調査，研究，把握します。 PR資料を作成し，関係資料とともに各館に置くなど，相互にPRに努めます。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域の文化的資産を充実させ，知名度を向上させます。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 文化的資産の活用を推進する連絡会を設置し，運営します。 文化的資産の活用を推進する連絡会で，連携する文化的資産のPR資料を作成して配布するなど，事業を推進します。 高松市菊池寛記念館を始めとする市内や近隣の文化的資産を調査するとともに，土庄町や小豆島町の文化的資産との連携を図ります。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 小豆島尾崎放哉記念館（尾崎放哉資料館）や壺井栄記念館を始めとする土庄町，小豆島町の文化的資産を調査するとともに，高松市の文化的資産との連携を図ります。 文化的資産の活用を推進する連絡会の運営に参加します。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 （千円）	800 連絡会設置 PR 資料作成，配布	事業費：現時点で見込まれないため，記載していません。				
		継続実施				
		枠組み拡大の検討，協議等				

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
(2) 結びつきやネットワークの強化（文化芸術の振興）



高松市菊池寛記念館（高松市）



小豆島尾崎放哉記念館（土庄町）



壺井栄記念館（小豆島町）

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (2) 結びつきやネットワークの強化（文化芸術の振興）

事業（取組）	文化芸術鑑賞等の機会の提供					
連携する町	土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （2）結びつきやネットワークの強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市と周辺町が共同して文化芸術事業を主催し，圏域内の児童・生徒等を招待します。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域内の児童・生徒等に優良な文化芸術鑑賞等の機会を提供します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）を主な会場とする文化芸術事業を企画立案，実施します。 これらの事業において，圏域内の児童，生徒等が入場料無料で鑑賞できる機会を作ります。 圏域内の児童・生徒等の招待について，周辺各町に周知するとともに，全体の取りまとめを行います。 主催者として，公演に必要な事務を行います。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 町内の児童，生徒等への周知を行い，鑑賞希望者を取りまとめて高松市へ通知するとともに，鑑賞当日の引率等を行います。 共催者として，主催者と共に事業を実施します。 						
年度	22	23	24	25	26	27
事業費等 (千円)	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414
年度毎に事業計画策定，継続実施						

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。



“こころの劇場” 劇団四季ミュージカル『人間になりたがった猫』

撮影：荒井 健

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2) 結びつきやネットワークの強化（文化芸術の振興）

事業（取組）	瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施					
連携する町	土庄町，小豆島町，直島町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （2）結びつきやネットワークの強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内国際芸術祭関連事業を実施します。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 芸術祭の開催効果を高め，持続させます。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 芸術祭の会場の一部となる男木島に芸術祭のコンセプトに沿ったデザインの施設を整備し，交流の拠点等として活用します。 芸術祭開催期間中に，芸術祭の趣旨にかなう文化芸術事業を実施します。 芸術祭の開催年度以外の年度には，芸術祭の開催効果の持続に取り組みます。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 芸術祭開催期間中に，土庄町，小豆島町，直島町で芸術祭の趣旨にかなう文化芸術事業を実施します。 芸術祭の開催年度以外の年度には，芸術祭の開催効果の持続に取り組みます。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	32,035	事業費：現時点で見込まれないため，記載していません。				
	継続実施					
	○第1回芸術祭			○第2回芸術祭		

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。



男木島に整備予定の施設（パース）

【政策分野】 その他

【施策】 図書館サービスの提供

【事業】 移動図書館の開設

【施策】 圏域情報の発信および共有化

【事業】 圏域情報の発信および共有化

【施策】 高松市屋島陸上競技場の活用

【事業】 高松市屋島陸上競技場の活用

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2) 結びつきやネットワークの強化（その他）

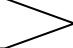
事業（取組）	移動図書館の開設					
連携する町	直島町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （2）結びつきやネットワークの強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市が、直島町へ市所有の移動図書館車を派遣し、図書の貸出・返却、リクエスト対応などの図書館サービスを提供します。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館のない直島町で、図書館サービスを提供します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 市所有の移動図書館車を派遣し、図書の貸出・返却、リクエスト対応などの図書館サービスを提供します。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 移動図書館ステーションを設置するなど、移動図書館の利用に関し必要な対応を行います。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	182	182	182	182	182	182
	継続実施					

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。



移動図書館車

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (2) 結びつきやネットワークの強化（その他）

事業（取組）	圏域情報の発信および共有化					
連携する町	土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（2）結びつきやネットワークの強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町のホームページ，広報紙，印刷物等を活用し，圏域内で行われる参加型のイベント等について，圏域内外への情報発信と情報共有を行います。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域内外の住民との活発な交流を促進します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域内の地域情報を集約して周辺町に提供します。 市の各種広報媒体を活用して圏域内外へ地域情報を発信します。 圏域内の地域情報の発信および共有化に関し，総合的な推進と調整を行います。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 各町の地域情報を，圏域内の各種広報媒体掲載用として高松市に提供します。 各町の各種広報媒体を活用して圏域内外へ地域情報を発信します。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	事業費：現時点で見込まれないため，記載していません。					
	継続実施 					

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2) 結びつきやネットワークの強化（その他）

事業（取組）	高松市屋島陸上競技場の活用					
連携する町	土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （2）結びつきやネットワークの強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市が再整備する高松市屋島陸上競技場（以下「競技場」という。）を圏域のスポーツ振興等の拠点施設として活用を図ります。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域のスポーツ振興およびスポーツを通じた圏域住民の交流を推進します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 競技場の設置者として，競技場を再整備し，管理運営します。 関係団体等と連携し，競技場において圏域内の住民が参加する競技会や各種イベント等を開催します。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体等と連携し，競技場において圏域内の住民が参加する競技会や各種イベント等を開催します。 競技会，各種イベント等への参加を始め，周辺町の住民による競技場の施設利用を促進します。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	62,498	事業費：現時点で見込まれないため，記載していません。				
	基本 設計	実施 設計	解体 工事	改築工事		竣工 予定
						活用

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (3) 圏域マネジメント能力の強化（その他）

(3) 圏域マネジメント能力の強化

職員の交流，人材育成等に関しては，圏域の自治体が合同で研修を実施し，人材の育成・交流を図るとともに，大学等との連携事業に関しては，圏域内の大学等と相互に連携して研究交流を行い，定住自立圏の取組事項の進行管理や効果的な実施を図ります。

【政策分野】 職員の交流，人材育成等

【施策】 職員の交流，人材育成等

【事業】 合同研修等の実施

事業（取組）	合同研修等の実施					
連携する町	土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （3）圏域マネジメント能力の強化					
<事業概要> ・ 圏域外から専門講師等を招へいするなどして合同研修等を行います。 <成果> ・ 各市町職員の資質向上および圏域マネジメント能力を強化します。 <中心市の役割> ・ 周辺町の職員に高松市が実施する研修に参加する機会を提供します。 ・ 必要に応じ，研修の講師として圏域外の専門家の招へい等を行います。 <周辺町の役割> ・ 高松市の取組を活用して周辺町の職員の能力および資質の向上を図ります。						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 （千円）	939	939	939	939	939	939
年度毎に研修計画策定，継続実施						

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(3) 圏域マネジメント能力の強化（職員の交流、人材育成等）

【政策分野】 その他

【施策】 大学等との連携事業

【事業】 取組事項等の研究交流

事業（取組）	取組事項等の研究交流					
連携する町	土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （3）圏域マネジメント能力の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域内の大学等（香川大学，高松大学，香川高等専門学校）と相互に連携して，本定住自立圏の取組事項等に関する研究交流を行います。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 本定住自立圏の取組事項を効果的に実施します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域内の大学等と連携協力して，取組事項等についての調査研究を行います。 その成果を取りまとめて，周辺町や関係機関に周知します。 その成果を活用することにより，取組事項の効果的な実施を図ります。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域内の大学等と連携協力して行う取組事項についての調査研究に協力し，その成果を活用することにより，取組事項の効果的な実施を図ります。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 （千円）	事業費：現時点で見込まれないため，記載していません。					
	事業選定	研究交流実施 （23年度から3か年度実施の想定）				

注）事業費については，毎年度の予算により定めます。

5 瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン事業一覧

ページ

(1)	生活機能の強化	54
a	医療	54
b	福祉	55
c	教育	56
d	産業振興	57
e	その他	59
(2)	結びつきやネットワークの強化	61
f	地域公共交通	61
g	デジタル・デバイドの解消へ向けたICTインフラ整備	62
h	地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の促進	62
i	地域内外の住民との交流促進	63
j	文化芸術の振興	63
k	その他	65
(3)	圏域マネジメント能力の強化	66
l	職員の交流、人材育成等	66
m	その他	66

瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン事業一覧

(1) 生活機能の強化

a 医療

1 医療を安定的に提供できる体制の確保

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	医療	遠隔医療ネットワークを使った連携	かがわ遠隔医療ネットワークを通じた地域医療機関の連携強化（診療情報の交換、医療機関との連携情報の交換、患者の受渡し）を行う。	666		
2	土庄町	第3条(1)7(7)	医療	遠隔医療ネットワークを使った連携	かがわ遠隔医療ネットワークを通じた地域医療機関の連携強化（診療情報の交換、医療機関との連携情報の交換、患者の受渡し）を行う。	100		
3	小豆島町	第3条(1)7(7)	医療	遠隔医療ネットワークを使った連携	かがわ遠隔医療ネットワークを通じた地域医療機関の連携強化（診療情報の交換、医療機関との連携情報の交換、患者の受渡し）を行う。	100		
4	三木町	第3条(1)7(7)	医療	遠隔医療ネットワークを使った連携	かがわ遠隔医療ネットワークを通じた地域医療機関の連携強化（診療情報の交換、医療機関との連携情報の交換、患者の受渡し）を行う。			
5	直島町	第3条(1)7(7)	医療	遠隔医療ネットワークを使った連携	かがわ遠隔医療ネットワークを通じた地域医療機関の連携強化（診療情報の交換、医療機関との連携情報の交換、患者の受渡し）を行う。	133		
6	綾川町	第3条(1)7(7)	医療	遠隔医療ネットワークを使った連携	かがわ遠隔医療ネットワークを通じた地域医療機関の連携強化（診療情報の交換、医療機関との連携情報の交換、患者の受渡し）を行う。	100		
7	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	医療	医療機関の整備推進等	新病院の整備を推進する。 医療従事者の養成を支援する。	2,850		新病院の整備事業費は計上していない
8	土庄町	第3条(1)7(7)	医療	医療機関の整備推進等	新病院を利用する。			
9	小豆島町	第3条(1)7(7)	医療	医療機関の整備推進等	新病院を利用する。			
10	三木町	第3条(1)7(7)	医療	医療機関の整備推進等	新病院を利用する。 医療従事者の養成を支援する。	285		
11	直島町	第3条(1)7(7)	医療	医療機関の整備推進等	新病院を利用する。			
12	綾川町	第3条(1)7(7)	医療	医療機関の整備推進等	新病院を利用する。			
13	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	医療	医療職員の交流等	高松市民病院において各町立医療機関の医療職員（医師および歯科医師を除く。）に実地研修を行う。			
14	土庄町	第3条(1)7(7)	医療	医療職員の交流等	各町立医療機関の医療職員（医師および歯科医師を除く。）に高松市民病院で実地研修を受ける機会を提供する。	100		

15	小豆島町	第3条 (1)7(7)	医療	医療職員の交流等	各町立医療機関の医療職員（医師および歯科医師を除く。）に高松市民病院で実地研修を受ける機会を提供する。	100		
16	直島町	第3条 (1)7(7)	医療	医療職員の交流等	各町立医療機関の医療職員（医師および歯科医師を除く。）に高松市民病院で実地研修を受ける機会を提供する。	24		
17	綾川町	第3条 (1)7(7)	医療	医療職員の交流等	各町立医療機関の医療職員（医師および歯科医師を除く。）に高松市民病院で実地研修を受ける機会を提供する。			

2 救急医療体制の確保

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	医療	救急医療体制の整備	休日在宅当番医制および病院群輪番制などの実施について支援を行う。	214,395		
2	三木町	第3条 (1)7(4)	医療	救急医療体制の整備	休日在宅当番医制および病院群輪番制などの実施について支援を行う。	5,550		
3	直島町	第3条 (1)7(4)	医療	救急医療体制の整備	休日在宅当番医制および病院群輪番制などの実施について支援を行う。	550		
4	綾川町	第3条 (1)7(4)	医療	救急医療体制の整備	休日在宅当番医制および病院群輪番制などの実施について支援を行う。	1,069		

b 福祉

3 子育て支援および高齢者保護の充実

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	福祉	ファミリー・サポート・センター事業	ボランティア組織等による子育て支援を行う。ファミリー・サポート・センターの運営を支援する。	11,606	次世代育成支援対策交付金	
2	三木町	第3条 (1)4(7)	福祉	ファミリー・サポート・センター事業	ボランティア組織等による子育て支援を行う。ファミリー・サポート・センターの運営を支援する。	344	次世代育成支援対策交付金	
3	綾川町	第3条 (1)4(7)	福祉	ファミリー・サポート・センター事業	ボランティア組織等による子育て支援を行う。ファミリー・サポート・センターの運営を支援する。	304	次世代育成支援対策交付金	
4	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	福祉	高齢者セーフティネットワーク事業	高齢者セーフティネットワークを整備し、その円滑な運営を支援する。			
5	三木町	第3条 (1)4(7)	福祉	高齢者セーフティネットワーク事業	高齢者セーフティネットワークを整備し、その円滑な運営を支援する。			
6	綾川町	第3条 (1)4(7)	福祉	高齢者セーフティネットワーク事業	高齢者セーフティネットワークを整備し、その円滑な運営を支援する。			

4 広域的な審査会の実施

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	福祉	介護認定審査会業務の連携	介護保険制度において、実施・運営される介護認定審査会業務の連携を行う。	180,699		
2	三木町	第3条(1)イ(4)	福祉	介護認定審査会業務の連携	介護保険制度において、実施・運営される介護認定審査会業務の連携を行う。	5,196		
3	直島町	第3条(1)イ(7)	福祉	介護認定審査会業務の連携	介護保険制度において、実施・運営される介護認定審査会業務の連携を行う。	826		
4	綾川町	第3条(1)イ(4)	福祉	介護認定審査会業務の連携	介護保険制度において、実施・運営される介護認定審査会業務の連携を行う。	5,196		
5	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	福祉	障害程度区分等審査会業務の連携	介護給付の支給において、実施・運営される障害程度区分等審査会業務の連携を行う。	3,902		
6	三木町	第3条(1)イ(4)	福祉	障害程度区分等審査会業務の連携	介護給付の支給において、実施・運営される障害程度区分等審査会業務の連携を行う。	185		
7	直島町	第3条(1)イ(7)	福祉	障害程度区分等審査会業務の連携	介護給付の支給において、実施・運営される障害程度区分等審査会業務の連携を行う。	26		
8	綾川町	第3条(1)イ(4)	福祉	障害程度区分等審査会業務の連携	介護給付の支給において、実施・運営される障害程度区分等審査会業務の連携を行う。	265		

c 教育

5 中学校総合体育大会等の連携

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	教育	中学校総合体育大会等の連携	高松地区中学校総合体育大会等への参加、スポーツ施設等の活用を図る。	8,104		
2	三木町	第3条(1)ウ(7)	教育	中学校総合体育大会等の連携	高松地区中学校総合体育大会等への参加、スポーツ施設等の活用を図る。	134		
3	直島町	第3条(1)ウ(7)	教育	中学校総合体育大会等の連携	高松地区中学校総合体育大会等への参加、スポーツ施設等の活用を図る。	25		

d 産業振興

6 観光の振興

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	産業振興	観光プロモーション事業	財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする観光プロモーション事業を行う。	6,000		
2	土庄町	第3条(1)イ(7)	産業振興	観光プロモーション事業	財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする観光プロモーション事業の支援を行う。	900		
3	小豆島町	第3条(1)イ(7)	産業振興	観光プロモーション事業	財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする観光プロモーション事業の支援を行う。	1,200		
4	三木町	第3条(1)イ(7)	産業振興	観光プロモーション事業	財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする観光プロモーション事業の支援を行う。			
5	直島町	第3条(1)イ(7)	産業振興	観光プロモーション事業	財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする観光プロモーション事業の支援を行う。			
6	綾川町	第3条(1)ウ(7)	産業振興	観光プロモーション事業	財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする観光プロモーション事業の支援を行う。			
7	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	産業振興	新たな観光プランの企画、販売等	財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする新たな観光プランの企画、販売等を行う。	1,400		
8	土庄町	第3条(1)イ(7)	産業振興	新たな観光プランの企画、販売等	財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする新たな観光プランの企画、販売等の支援を行う。	1,000		
9	小豆島町	第3条(1)イ(7)	産業振興	新たな観光プランの企画、販売等	財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする新たな観光プランの企画、販売等の支援を行う。			
10	三木町	第3条(1)イ(7)	産業振興	新たな観光プランの企画、販売等	財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする新たな観光プランの企画、販売等の支援を行う。			
11	直島町	第3条(1)イ(7)	産業振興	新たな観光プランの企画、販売等	財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする新たな観光プランの企画、販売等の支援を行う。			
12	綾川町	第3条(1)ウ(7)	産業振興	新たな観光プランの企画、販売等	財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする新たな観光プランの企画、販売等の支援を行う。			

13	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	産業振興	海外観光客向け情報発信事業	英語版ホームページを作成し、圏域全体を対象とした観光情報を発信する。	3,700		
14	土庄町	第3条(1)イ(7)	産業振興	海外観光客向け情報発信事業	英語版ホームページを作成し、高松市の英語版ホームページとリンクさせる。	100		
15	小豆島町	第3条(1)イ(7)	産業振興	海外観光客向け情報発信事業	英語版ホームページを作成し、高松市の英語版ホームページとリンクさせる。			
16	三木町	第3条(1)イ(7)	産業振興	海外観光客向け情報発信事業	英語版ホームページを作成し、高松市の英語版ホームページとリンクさせる。			
17	直島町	第3条(1)イ(7)	産業振興	海外観光客向け情報発信事業	英語版ホームページを作成し、高松市の英語版ホームページとリンクさせる。	767		
18	綾川町	第3条(1)ウ(7)	産業振興	海外観光客向け情報発信事業	英語版ホームページを作成し、高松市の英語版ホームページとリンクさせる。			

7 中心市街地におけるにぎわいの創出

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	産業振興	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく取組	高松市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地における中央商店街の活性化を推進する。	368,700		
2	土庄町	第3条(1)イ(4)	産業振興	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく取組	整備された中心市街地の機能について、住民の利用向上を図る。			
3	小豆島町	第3条(1)イ(4)	産業振興	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく取組	整備された中心市街地の機能について、住民の利用向上を図る。			
4	三木町	第3条(1)イ(4)	産業振興	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく取組	整備された中心市街地の機能について、住民の利用向上を図る。			
5	直島町	第3条(1)イ(4)	産業振興	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく取組	整備された中心市街地の機能について、住民の利用向上を図る。			
6	綾川町	第3条(1)ウ(4)	産業振興	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく取組	整備された中心市街地の機能について、住民の利用向上を図る。			

e その他

8 消防・防災体制の強化

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	その他	災害時の応援体制等	災害時相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。			
2	土庄町	第3条(1)㉞(7)	その他	災害時の応援体制等	災害時相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。			
3	小豆島町	第3条(1)㉞(7)	その他	災害時の応援体制等	災害時相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。			
4	三木町	第3条(1)㉞(7)	その他	災害時の応援体制等	災害時相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。			
5	直島町	第3条(1)㉞(7)	その他	災害時の応援体制等	災害時相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。			
6	綾川町	第3条(1)㉞(7)	その他	災害時の応援体制等	災害時相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。			
7	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	その他	香川県消防相互応援協定	香川県消防相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。			
8	土庄町	第3条(1)㉞(7)	その他	香川県消防相互応援協定	香川県消防相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。			
9	小豆島町	第3条(1)㉞(7)	その他	香川県消防相互応援協定	香川県消防相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。			
10	三木町	第3条(1)㉞(7)	その他	香川県消防相互応援協定	香川県消防相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。			
11	直島町	第3条(1)㉞(7)	その他	香川県消防相互応援協定	香川県消防相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。			
12	綾川町	第3条(1)㉞(7)	その他	香川県消防相互応援協定	香川県消防相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。			

13	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	その他	高松空港およびその周辺における消化救難活動に関する協定	高松空港およびその周辺における消化救難活動に関する協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。			
14	三木町	第3条(1)イ(7)	その他	高松空港およびその周辺における消化救難活動に関する協定	高松空港およびその周辺における消化救難活動に関する協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。			
15	綾川町	第3条(1)イ(7)	その他	高松空港およびその周辺における消化救難活動に関する協定	高松空港およびその周辺における消化救難活動に関する協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。			
16	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	その他	消防業務の事務委託	消防組織法および消防法に定めるこの消防事務（消防団に関する事務、水利施設の設置、維持および管理に関する事務ならびに水防に関する事務を除く。）を受託し、処理する。			
17	三木町	第3条(1)イ(7)	その他	消防業務の事務委託	消防組織法および消防法に定めるこの消防事務（消防団に関する事務、水利施設の設置、維持および管理に関する事務ならびに水防に関する事務を除く。）を委託する。	293,000		
18	綾川町	第3条(1)イ(7)	その他	消防業務の事務委託	消防組織法および消防法に定めるこの消防事務（消防団に関する事務、水利施設の設置、維持および管理に関する事務ならびに水防に関する事務を除く。）を委託する。	223,000		

9 一般廃棄物処理体制の確保

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	その他	一般廃棄物の処理業務	西部クリーンセンターにおいて、一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）の処理業務（収集、運搬および最終処分業務を除く。）に係る事務の管理および執行を行う。	553,058		
2	綾川町	第3条(1)イ(4)	その他	一般廃棄物の処理業務	一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）の処理業務（収集、運搬および最終処分業務を除く。）を高松市に委託する。	59,380		
3	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	その他	し尿処理業務	委託を受け、三木町、綾川町から生じるし尿および浄化槽汚泥を処理する。	574,540		
4	三木町	第3条(1)イ(4)	その他	し尿処理業務	三木町から生じるし尿および浄化槽汚泥の処理業務を高松市へ委託する。	88,481		
5	綾川町	第3条(1)イ(4)	その他	し尿処理業務	綾川町から生じるし尿および浄化槽汚泥の処理業務を高松市へ委託する。	60,743		
6	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	その他	し尿貯留槽管理業務	国分寺し尿貯留槽の管理を綾川町へ委託する。	3,616		
7	綾川町	第3条(1)イ(4)	その他	し尿貯留槽管理業務	国分寺し尿貯留槽の管理を高松市から受託する。	4,440		
8	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	その他	一般廃棄物の埋立処分業務	国分寺地区から生じる残さの埋立処分について、綾川町へ委託する。	25,265		
9	綾川町	第3条(1)イ(4)	その他	一般廃棄物の埋立処分業務	国分寺地区から生じる残さの埋立処分について、高松市から受託し処理を行う。	21,681		

10 不法投棄の防止

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	その他	不法投棄対策事業の推進	圏域の生活環境や自然環境を保全するため、相互に連携して不法投棄対策事業を推進する。	32		
2	土庄町	第3条(1)ウ(イ)	その他	不法投棄対策事業の推進	圏域の生活環境や自然環境を保全するため、相互に連携して不法投棄対策事業を推進する。	120		
3	小豆島町	第3条(1)ウ(イ)	その他	不法投棄対策事業の推進	圏域の生活環境や自然環境を保全するため、相互に連携して不法投棄対策事業を推進する。	97		
4	三木町	第3条(1)ウ(イ)	その他	不法投棄対策事業の推進	圏域の生活環境や自然環境を保全するため、相互に連携して不法投棄対策事業を推進する。	30		
5	直島町	第3条(1)ウ(イ)	その他	不法投棄対策事業の推進	圏域の生活環境や自然環境を保全するため、相互に連携して不法投棄対策事業を推進する。			
6	綾川町	第3条(1)エ(ウ)	その他	不法投棄対策事業の推進	圏域の生活環境や自然環境を保全するため、相互に連携して不法投棄対策事業を推進する。	90		

(2) 結びつきやネットワークの強化

f 地域公共交通

11 公共交通機関の利用促進

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	地域公共交通	公共交通機関の利用促進	中心市街地の移動手段として、レンタサイクル事業を行う。	55,737		
2	三木町	第3条(2)ア(7)	地域公共交通	公共交通機関の利用促進	パークアンドライド駐車場を確保し、または確保について支援する等、パークアンドライドを推進する。	2,400		
3	綾川町	第3条(2)ア(7)	地域公共交通	公共交通機関の利用促進	パークアンドライド駐車場を確保し、または確保について支援する等、パークアンドライドを推進する。			

12 海上交通の確保・充実

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	地域公共交通	海上交通の確保・充実	効率的かつ効果的な海上交通の確保・充実の方策について検討を行う。中心市街地の移動手段として、レンタサイクル事業を行う。			
2	土庄町	第3条(2)ア(7)	地域公共交通	海上交通の確保・充実	海上交通の課題および利用者の利便性の向上について、実証運行を行うほか、連携して海上交通の確保・充実に向けた調査、検討等を行う	40,100		
3	小豆島町	第3条(2)ア(7)	地域公共交通	海上交通の確保・充実	海上交通の課題および利用者の利便性の向上について、実証運行を行うほか、連携して海上交通の確保・充実に向けた調査、検討等を行う	5,000		
4	直島町	第3条(2)ア(7)	地域公共交通	海上交通の確保・充実	海上交通の課題および利用者の利便性の向上について、連携して海上交通の確保・充実に向けた調査、検討等を行う	2,800		

g デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備

13 ブロードバンドの利用環境の向上等

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	ICTインフラ整備	ブロードバンドの利用環境の向上等	ブロードバンド利用環境の向上に資する情報提供を行う等、調査、検討等を支援する。			
2	土庄町	第3条(2)イ(7)	ICTインフラ整備	ブロードバンドの利用環境の向上等	地域の実情に即したブロードバンドの利用環境の向上のための技術、手法等を調査、検討する。			
3	小豆島町	第3条(2)イ(7)	ICTインフラ整備	ブロードバンドの利用環境の向上等	地域の実情に即したブロードバンドの利用環境の向上のための技術、手法等を調査、検討する。			
4	三木町	第3条(2)イ(7)	ICTインフラ整備	ブロードバンドの利用環境の向上等	地域の実情に即したブロードバンドの利用環境の向上のための技術、手法等を調査、検討する。			
5	直島町	第3条(2)イ(7)	ICTインフラ整備	ブロードバンドの利用環境の向上等	地域の実情に即したブロードバンドの利用環境の向上のための技術、手法等を調査、検討し、ブロードバンド基盤の効果的な整備を推進する。			
6	綾川町	第3条(2)イ(7)	ICTインフラ整備	ブロードバンドの利用環境の向上等	地域の実情に即したブロードバンドの利用環境の向上のための技術、手法等を調査、検討し、ブロードバンド基盤の効果的な整備を推進する。			

h 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の促進

14 中心市街地における直売所の整備および活用

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	地産地消	中心市街地における直売所の整備および活用	中心市街地における中央商店街等への直売所の整備等を支援する。	30,000		
2	土庄町	第3条(2)ウ(7)	地産地消	中心市街地における直売所の整備および活用	直売所を活用して特産品等の販売を促進する。			
3	小豆島町	第3条(2)ウ(7)	地産地消	中心市街地における直売所の整備および活用	直売所を活用して特産品等の販売を促進する。			
4	三木町	第3条(2)ウ(7)	地産地消	中心市街地における直売所の整備および活用	直売所を活用して特産品等の販売を促進する。			
5	直島町	第3条(2)ウ(7)	地産地消	中心市街地における直売所の整備および活用	直売所を活用して特産品等の販売を促進する。			
6	綾川町	第3条(2)ウ(7)	地産地消	中心市街地における直売所の整備および活用	直売所を活用して特産品等の販売を促進する。			
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	地産地消	特産品の周知宣伝等	特産品に関する周知宣伝活動を支援する。	2,800		
2	土庄町	第3条(2)ウ(7)	地産地消	特産品の周知宣伝等	特産品について、周知宣伝活動を行う。	100		

3	小豆島町	第3条 (2)㉞(7)	地産地消	特産品の周知宣伝等	特産品について、周知宣伝活動を行う。	950		
4	三木町	第3条 (2)㉞(7)	地産地消	特産品の周知宣伝等	特産品について、周知宣伝活動を行う。			
5	直島町	第3条 (2)㉞(7)	地産地消	特産品の周知宣伝等	特産品について、周知宣伝活動を行う。			
6	綾川町	第3条 (2)㉞(7)	地産地消	特産品の周知宣伝等	特産品について、周知宣伝活動を行う。	1,000		

i 地域内外の住民との交流促進

15 自然体験等を通じた住民の交流の促進

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの 項目（以下 参照）	住民の交流 の促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	周辺町が実施する自然体験等を盛り込んだイベントについて、住民に周知・啓発を行う。			
2	土庄町	第3条 (2)㉞(7)	住民の交流 の促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、児童、生徒等の参加を促進する。	10		
3	小豆島町	第3条 (2)㉞(7)	住民の交流 の促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、児童、生徒等の参加を促進する。	1,000		
4	三木町	第3条 (2)㉞(7)	住民の交流 の促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、児童、生徒等の参加を促進する。	350		
5	直島町	第3条 (2)㉞(7)	住民の交流 の促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、児童、生徒等の参加を促進する。			
6	綾川町	第3条 (2)㉞(7)	住民の交流 の促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、児童、生徒等の参加を促進する。	200		

j 文化芸術の振興

16 文化的資産の活用

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの 項目（以下 参照）	文化芸術	文化的資産の活用	文化的資産の活用を推進する連絡会において、高松市菊池寛記念館を始めとする文化的資産を調査するとともに、周辺町の文化的資産との連携を図る。	642		
2	土庄町	第3条 (2)㉞(7)	文化芸術	文化的資産の活用	文化的資産の活用を推進する連絡会において、文化的資産を調査するとともに、高松市の文化的資産との連携を図る。	79		
3	小豆島町	第3条 (2)㉞(7)	文化芸術	文化的資産の活用	文化的資産の活用を推進する連絡会において、文化的資産を調査するとともに、高松市の文化的資産との連携を図る。	79		

17 文化芸術鑑賞等の機会の提供

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	文化芸術	文化芸術鑑賞機会等の提供	高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）を主な会場とする文化芸術事業を主催し、児童、生徒等を招待する。	1,086		
2	土庄町	第3条(2)㉑(4)	文化芸術	文化芸術鑑賞機会等の提供	高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）を主な会場とする文化芸術事業を共催し、児童、生徒等を招待する。	33		
3	小豆島町	第3条(2)㉑(4)	文化芸術	文化芸術鑑賞機会等の提供	高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）を主な会場とする文化芸術事業を共催し、児童、生徒等を招待する。	150		
4	三木町	第3条(2)㉑(7)	文化芸術	文化芸術鑑賞機会等の提供	高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）を主な会場とする文化芸術事業を共催し、児童、生徒等を招待する。	76		
5	直島町	第3条(2)㉑(7)	文化芸術	文化芸術鑑賞機会等の提供	高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）を主な会場とする文化芸術事業を共催し、児童、生徒等を招待する。	7		
6	綾川町	第3条(2)㉑(7)	文化芸術	文化芸術鑑賞機会等の提供	高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）を主な会場とする文化芸術事業を共催し、児童、生徒等を招待する。	62		

18 瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	文化芸術	瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施	芸術祭開催期間中においては、芸術祭の趣旨にかなう文化芸術事業を実施する。芸術祭の開催年度以外の年度においては、芸術祭の開催効果を持続するための取組を行う。	7,500		
2	土庄町	第3条(2)㉑(4)	文化芸術	瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施	芸術祭開催期間中においては、芸術祭の趣旨にかなう文化芸術事業を実施する。芸術祭の開催年度以外の年度においては、芸術祭の開催効果を持続するための取組を行う。	8,460		
3	小豆島町	第3条(2)㉑(4)	文化芸術	瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施	芸術祭開催期間中においては、芸術祭の趣旨にかなう文化芸術事業を実施する。芸術祭の開催年度以外の年度においては、芸術祭の開催効果を持続するための取組を行う。	9,075		
4	直島町	第3条(2)㉑(4)	文化芸術	瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施	芸術祭開催期間中においては、芸術祭の趣旨にかなう文化芸術事業を実施する。芸術祭の開催年度以外の年度においては、芸術祭の開催効果を持続するための取組を行う。	7,000		

ク その他

19 図書館サービスの提供

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	その他	移動図書館の開設	移動図書館による図書の貸出等を実施する。			
2	直島町	第3条(2)カ(7)	その他	移動図書館の開設	移動図書館ステーションを設置する等、移動図書館車の利用に関し必要な対応を行う。	182		

20 圏域情報の発信および共有化

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	その他	圏域情報の発信および共有化	圏域内の自治体のホームページ、広報紙、印刷物等を活用することにより、圏域内外への情報発信と情報共有を行う。			
2	土庄町	第3条(2)カ(7)	その他	圏域情報の発信および共有化	圏域内の自治体のホームページ、広報紙、印刷物等を活用することにより、圏域内外への情報発信と情報共有を行う。			
3	小豆島町	第3条(2)カ(7)	その他	圏域情報の発信および共有化	圏域内の自治体のホームページ、広報紙、印刷物等を活用することにより、圏域内外への情報発信と情報共有を行う。			
4	三木町	第3条(2)オ(1)	その他	圏域情報の発信および共有化	圏域内の自治体のホームページ、広報紙、印刷物等を活用することにより、圏域内外への情報発信と情報共有を行う。			
5	直島町	第3条(2)カ(1)	その他	圏域情報の発信および共有化	圏域内の自治体のホームページ、広報紙、印刷物等を活用することにより、圏域内外への情報発信と情報共有を行う。			
6	綾川町	第3条(2)オ(1)	その他	圏域情報の発信および共有化	圏域内の自治体のホームページ、広報紙、印刷物等を活用することにより、圏域内外への情報発信と情報共有を行う。			

21 屋島陸上競技場の活用

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目（以下参照）	その他	高松市屋島陸上競技場の活用	競技場を再整備し、管理運営を行うとともに、関係団体等と連携し、競技会および各種イベントの開催等を行う。	62,498		
2	土庄町	第3条(2)カ(1)	その他	高松市屋島陸上競技場の活用	競技会および各種イベントの開催等を行うとともに、競技会、各種イベント等への参加を始め、競技場の施設利用を促進する。			
3	小豆島町	第3条(2)カ(1)	その他	高松市屋島陸上競技場の活用	競技会および各種イベントの開催等を行うとともに、競技会、各種イベント等への参加を始め、競技場の施設利用を促進する。			
4	三木町	第3条(2)オ(1)	その他	高松市屋島陸上競技場の活用	競技会および各種イベントの開催等を行うとともに、競技会、各種イベント等への参加を始め、競技場の施設利用を促進する。			
5	直島町	第3条(2)カ(1)	その他	高松市屋島陸上競技場の活用	競技会および各種イベントの開催等を行うとともに、競技会、各種イベント等への参加を始め、競技場の施設利用を促進する。			
6	綾川町	第3条(2)オ(1)	その他	高松市屋島陸上競技場の活用	競技会および各種イベントの開催等を行うとともに、競技会、各種イベント等への参加を始め、競技場の施設利用を促進する。			

(3) 圏域マネジメント能力の強化

1 職員の交流, 人材育成等

2 2 職員の交流, 人材育成等

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組(事業)名	取組(事業)概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目(以下参照)	職員の交流, 人材育成等	合同研修等の実施	周辺町の職員に高松市が実施する研修への参加の機会を提供する。	824		
2	土庄町	第3条(3)7(7)	職員の交流, 人材育成等	合同研修等の実施	高松市が実施する研修に参加し, 活用する。	25		
3	小豆島町	第3条(3)7(7)	職員の交流, 人材育成等	合同研修等の実施	高松市が実施する研修に参加し, 活用する。	54		
4	三木町	第3条(3)7(7)	職員の交流, 人材育成等	合同研修等の実施	高松市が実施する研修に参加し, 活用する。			
5	直島町	第3条(3)7(7)	職員の交流, 人材育成等	合同研修等の実施	高松市が実施する研修に参加し, 活用する。	36		
6	綾川町	第3条(3)7(7)	職員の交流, 人材育成等	合同研修等の実施	高松市が実施する研修に参加し, 活用する。			

m その他

2 3 大学等との連携

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組(事業)名	取組(事業)概要	H22事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各町ごとの項目(以下参照)	その他	取組事項の研究交流	大学等と連携協力して取組事項について調査研究を行い, 取組事項の効果的な実施を図る。			
2	土庄町	第3条(3)4(7)	その他	取組事項の研究交流	大学等と連携協力して取組事項について調査研究を行い, 取組事項の効果的な実施を図る。			
3	小豆島町	第3条(3)4(7)	その他	取組事項の研究交流	大学等と連携協力して取組事項について調査研究を行い, 取組事項の効果的な実施を図る。			
4	三木町	第3条(3)4(7)	その他	取組事項の研究交流	大学等と連携協力して取組事項について調査研究を行い, 取組事項の効果的な実施を図る。			
5	直島町	第3条(3)4(7)	その他	取組事項の研究交流	大学等と連携協力して取組事項について調査研究を行い, 取組事項の効果的な実施を図る。			
6	綾川町	第3条(3)4(7)	その他	取組事項の研究交流	大学等と連携協力して取組事項について調査研究を行い, 取組事項の効果的な実施を図る。			

瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョンの策定または変更に当たり、広く関係者による検討を行うため、瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン」とは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総務省総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンであって、瀬戸・高松広域定住自立圏形成協定を締結した高松市，土庄町，小豆島町，三木町，直島町および綾川町に関するものをいう。

(所掌事務)

第3条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョンの策定または変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 懇談会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 瀬戸・高松広域定住自立圏形成協定の取組事項に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第6条 懇談会に会長および副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、市民政策部企画課において行う。

(懇談会の運営の細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月28日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員

平成22年1月28日現在

分野	氏名	役職等
学識経験者	◎ 井原 健雄	北九州市立大学大学院教授, 香川大学名誉教授
	○ 嘉門 雅史	香川高等専門学校校長, 京都大学名誉教授
	関 義雄	香川大学大学院地域マネジメント研究科長
	佃 昌道	高松大学学長
	時岡 晴美	香川大学教育学部教授 (高松市男女共同参画センター運営委員会会長)
医療	曾我部 輝久	高松市医師会会長
福祉	平尾 満知子	特定非営利活動法人香川県ボランティア協会理事
教育	好井 明子	高松市PTA連絡協議会副会長
産業振興	吉田 洋子	高松商工会議所女性会副会長
地域交通	宮本 美枝子	“ぐるっと高松”公共交通を考える会代表
文化	佐伯 勉	(財)高松市文化芸術財団理事長
移住・交流	三井 文博	特定非営利活動法人アーキペラゴ理事
公募	岩瀬 雅宏	
	熊 紀三夫	

◎ 会長, ○副会長

(敬称略・区分内五十音順)

瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン

2010～2015

編集・発行 高松市市民政策部企画課
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
電話(087)839-2135 FAX(087)839-2125
e-mail : kikaku@city.takamatsu.lg.jp
ホームページアドレス
<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>